

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
1	特定健康診査等事業	Ⅱー4	健康づくりの推進	SDGs	被保険者の生活習慣病等の早期発見・発症予防	40歳から74歳の国民健康保険被保険者	特定健康診査・特定保健指導の実施	計画どおり	223,693	H20		【①昨年度の評価(成果や課題):生活習慣病等の早期発見・発症予防の促進】 ・特定健康診査の受診率向上に向け、未受診者勧奨においてAIを活用した勧奨を実施し、60代以上の不定期受診者の定着化や健診未経験者の受診率が向上した一方で、連続受診者の受診率が減少し、働く世代の受診率は未だ低い状況にあることから、引き続き、受診率向上に向け、定期的な健康管理や生活習慣病予防のための健診受診の重要性等を周知啓発するとともに、対象者ニーズに応じた受診しやすい環境の整備や効果的な受診勧奨に取り組み、生活習慣病の早期発見・発症予防の取組を促す必要がある。 ・特定保健指導の実施率向上に向け、集団健診会場での周知啓発や、ハガキや電話を組み合わせた効果的な個別利用勧奨等に取り組むことにより、年々実施率は増加していることから、更なる実施率の向上が図られるよう、特定保健指導該当者への効果的な勧奨に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針:効果的な受診勧奨の確実な実施と健診・保健指導の継続実施】 ・被保険者の生活習慣病等の早期発見・発症予防に向け、不定期受診者や未経験者の連続受診者への移行や、働く世代の受診率向上を図るため、引き続き、ICTを活用した効果的な受診勧奨に取り組むとともに、半日で特定健康診査とすべてのがん検診が受診できる総合健診や土日健診等の受診者のニーズを踏まえた受診環境の整備や健診受診の重要性等の周知啓発に取り組んでいく。 ・特定保健指導実施率のさらなる増加に向けて、引き続き、特定保健指導のメリットや具体的実施内容等を記載した勧奨ハガキの送付に併せ、時機を捉えた電話勧奨を実施するほか、新たに、健診結果相談会の土日開催や、ICTを活用した保健指導の検討を行うなど、利用しやすい環境整備に取り組んでいく。	
2	人間ドック・脳ドック健診補助事業 (国民健康保険)	Ⅱー4	健康づくりの推進	SDGs	被保険者の疾病の早期発見・早期治療	40歳から74歳の国民健康保険被保険者	人間ドック・脳ドックいずれかの健診費用の一部補助(補助単価:10千円/人)	計画どおり	24,600	S59 (人間) H9 (脳)		【①昨年度の評価(成果や課題):疾病の早期発見・早期治療の促進】 ・被保険者数の減少に伴い受診者数も減少したが、合算受診率はやや向上した。 ・人間ドック・脳ドックの健診費用の一部を補助するとともに、国保だより等による広報や国保新規加入者への受診勧奨チラシの配付など、事業の周知啓発に取り組むことにより、疾病の早期発見・早期治療が図られた。 【②今後の取組方針:補助の継続実施】 ・被保険者の疾病の早期発見・早期治療の促進を図るため、引き続き、特定健診と人間ドックの周知をあわせて行うなどの工夫するとともに、健診費用の一部補助を実施する。	
3	ヘルスプランうつのみや事業 (糖尿病性腎症の重症化予防事業)	Ⅱー4	健康づくりの推進	SDGs	糖尿病性腎症重症化リスクがある医療機関未受診者及び中断者への受診勧奨と、既受診者で糖尿病性腎症重症化リスクが高い者への保健指導による重症化予防	40歳から74歳の国民健康保険被保険者	受診勧奨及び保健指導の実施	計画どおり	251	H26		【①昨年度の評価(成果や課題):糖尿病性腎症重症化予防の促進】 ・糖尿病性腎症重症化リスクのある者への受診勧奨については、延べ勧奨回数は訪問による勧奨を増やしたことなどから昨年度に比べて増加したものの、医療機関受診者数は減少した。 ・保健指導については、延べ保健指導件数はよりきめ細かな指導を行うなど令和4年度に比べて増加したものの、指導者数は減少した。このような中でもR5年度から新たに「医師からの推薦」を募った結果、3名の紹介があり、適切な保健指導に結び付けることができた。 ・受診勧奨と保健指導の対象者数は依然として多い状況にあることから、今後も受診勧奨後の医療機関受診者数と保健指導の実施者数を更に増加させる必要がある。 【②今後の取組方針:受診勧奨及び保健指導の充実・強化】 ・糖尿病性腎症の重症化予防を図るため、医療機関等との連携を強化するとともに、新たに糖尿病カードシステムを導入するなど、対象者へより効果的な受診勧奨及び保健指導を行っていく。	
4	人間ドック・脳ドック健診補助事業 (後期高齢者医療)	Ⅱー4	健康づくりの推進	SDGs	被保険者の疾病の早期発見・早期治療	後期高齢者医療被保険者	人間ドック・脳ドックいずれかの健診費用の一部補助(補助単価:10千円/人)	計画どおり	10,300	H23		【①昨年度の評価(成果や課題):疾病の早期発見・早期治療の促進】 ・被保険者数の増加に伴い受診者数は令和4年度より増加しており、合算受診率も向上した。人間ドック・脳ドックの健診費用の一部を補助するとともに、広報紙による広報や後期高齢者医療制度新規加入者への受診勧奨チラシの配付など、事業の周知・啓発に取り組むことにより、疾病の早期発見・早期治療が図られた。 【②今後の取組方針:補助の継続実施】 ・被保険者の疾病の早期発見・早期治療の促進を図るため、引き続き、事業の周知に取り組むとともに、健診費用の一部補助を実施する。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
5	第4次宇都宮市食育推進計画の 推進	Ⅱ－4	健康づくりの推進		健全な食生活の実践 の推進	市民	・各種講座 ・自然に健康になれる食 環境づくりに係る各種取 組	計画 どおり	586	H13		【①昨年度の評価(成果や課題)：新たな日常に対応した食育の推進】 ＜第4次食育推進計画の着実な推進＞ ・食を取り巻く環境の変化等に対応し、食を通して市民一人ひとりの健康づくりを推進するため、関係機関等で組織する食育推進会議において計画の進行管理を行った。今後とも、計画に掲げる目標の達成に向けて、家庭、学校、地域、企業、行政など市民の食を支える多様な主体が連携・協力し、食育活動を推進していく必要がある。 ＜食育の普及啓発＞ ・若い世代や働く世代の食生活の改善に向け、大学や事業所等を対象に、対面及びオンライン方式による食育出前講座を開催した。また、ヘルシーメニューや野菜増しレシピをWEBサイトのクックパッド公式キッチンや市ホームページ、健康ポイントアプリなどに掲載するなど、家庭内における健康的な食生活の実践を促進した。 ＜自然に健康になれる食環境づくりの推進＞ ・「市民が日常生活の中で健康情報に触れ、健康に配慮された食品を選択できる環境」を、公民一体となって整備するため、スーパーマーケット等における野菜摂取の促進を図る資材の掲出、産・学・官連携による「減塩・野菜増し」総菜の開発・販売等に取り組み、市の課題である食塩摂取量の減少や野菜摂取量の増加をねらいとした行動変容を促す仕掛けづくりを行った。今後とも、食に係わる多様な主体との連携により、取組を市内全体に広げていく必要がある。 【②今後の取組方針：自然に健康になれる食環境づくりの推進】 ＜第4次食育推進計画の着実な推進＞ ・目標の達成に向けて、多様な取組主体との連携のもと各施策に取り組むとともに、食育推進会議において進捗を評価しながら、計画を着実に推進する。 ＜食育の普及啓発＞ ・引き続き、あらゆる媒体を活用した啓発事業やオンライン等による講座を開催し、市民の健全な食習慣づくりを支援していく。 ＜自然に健康になれる食環境づくりの推進＞ ・市民の食を支える多様な主体との連携により、引き続き、スーパーマーケット等における野菜摂取の促進を図る周知啓発や、産・学・官連携による商品等の開発・販売において新たに連携先を拡充するなど、より多くの市民が健康に配慮された情報や食品を享受できる機会を創出する。	拡大
6	うつのみや食育フェア実行委員会 交付金	Ⅱ－4	健康づくりの推進		健全な食生活の実践 の推進	市民	イベント「食育フェア」の 開催	計画 どおり	6,130	H18		【①昨年度の評価(成果や課題)：イベント内容の充実と着実な実施】 ・第18回食育フェアについては、宇都宮城址公園において開催し、参加者が体験を通して学べる機会の充実を図ったことにより、来場者が各イベントを通じ食育への理解を深め、実践につなげるきっかけとすることができた。今後も、より多くの市民が参加し、日常における食育の実践に繋がれるよう、イベント内容の更なる充実を図るほか、よりアクセスしやすい会場や気軽に立ち寄ることができる場所での開催等を検討する必要がある。 ・また、当事業を交付金で行うことにより、産業・教育・家庭及び地域団体等により構成される実行委員会等において、意見交換や各団体等の強みを生かした企画・広報が主体的に行われており、体験型のブースやステージなど内容の充実が図られている。 【②今後の取組方針：事業効果の向上に向けた会場変更やコンテンツの充実】 ・食育への関心が薄い者を含む幅広い世代に対し、食育の理解促進を図るため、令和6年度の開催会場を城址公園から交通アクセス性の高いライトキューブ・ライトヒルに変更することで、来場者の増加など、事業効果をより高められるよう取り組むほか、引き続き関係団体などと連携しながら、体験型のブース出展やステージイベントなどイベント内容の充実を図るとともに、様々な機会や媒体を活用した積極的な広報に取り組む。 ・食育の推進において、若い世代の食育への理解と実践が課題であることから、交付金を活用しながら食育フェアを開催していくが、事業の効果なども踏まえながら、適宜、相乗効果が期待できる他のイベントとの連携などの効果的な開催手法について検討していく。	拡大
7	栄養改善事業	Ⅱ－4	健康づくりの推進		適正な栄養管理の推 進	・市民 ・特定給食施設等 の給食施設及び給 食従事者 ・食品関連事業者 等	・病態別栄養相談 ・栄養相談 ・給食施設指導 ・栄養成分表示の相談・ 指導 等	計画 どおり	94	H2		【①昨年度の評価(成果や課題)：市民及び給食施設、食品関連事業者等への適正な栄養管理指導の実施】 ・病態別栄養相談については、主治医の指示に基づき、生活習慣病などの慢性疾患等の病状に応じた相談を実施することにより、生活習慣の改善及び重症化予防につながった。栄養相談については、市民からの日々の食事の相談に応じ、よりよい食生活への意識の醸成を図った。 ・給食施設栄養指導については、定期的な巡回指導に加え、対象者のニーズに対応した、受講しやすいオンライン方式による研修会を開催することにより、給食施設における栄養管理の改善につながった。 ・栄養成分表示の相談等については、栄養成分の表示方法等の相談に応じ、指導を行ったことにより、食品関連事業者の適正な栄養成分表示につながった。 【②今後の取組方針：栄養管理に関する指導の徹底と制度の周知強化】 ・市民への食生活の改善による疾病予防や給食施設における栄養管理の改善については、引き続き、これまでの取組を継続していく。 ・栄養成分表示の相談等については、食品関連事業者からの相談に対応し、適正な表示ができるよう指導を行うとともに、市民が食品表示の理解を深め、食生活の改善に活用できるよう普及を図っていく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
8	地域における健康づくり実践活動の推進	Ⅱ－4	健康づくりの推進		地域の健康づくり実践活動の推進	・健康づくり推進員 ・市民	・健康づくり推進員による実践活動 ・健康づくり推進員・食生活改善推進員による健康づくり活動への参加促進 ・保健師による実践活動支援	計画どおり	1,565	H13		【①昨年度の評価(成果や課題):地域における主体的な健康づくり活動の支援】 ・健康づくり推進員については、令和5年度養成講座の開催により24名が修了し、地域における活動への参加につなげた。 ・地域での様々な行事が再開され、健康づくり活動も活発に実施したことにより、令和4年度を上回る市民参加があり、地域での健康づくりの推進に寄与した。 ・各地区組織の活動については、休会中の1地区において、地域拠点と連携し新規会員を地区組織活動につなげ、活動再開するなど、地域の健康づくりの推進を図ることができた。 【②今後の取組方針:組織への支援強化】 ・健康づくり推進組織が抱える、高齢化や担い手不足などの課題に対応するため、新たな人材確保に向け、ホームページを活用した活動の魅力発信や、開催日程の見直しなど幅広い年齢層が受講しやすい「健康づくり推進員養成講座」開催等に取り組み、健康づくり推進員の活動を活性化させるなど支援を強化する。	
9	地域・職域連携推進事業	Ⅱ－4	健康づくりの推進	戦略事業	地域・職域における健康づくり活動の充実	・市内事業者 ・市民	・地域・職域連携による事業所に対する健康づくりの普及啓発 ・健康づくり事業者表彰	計画どおり	506	H20	独自性 先駆的	【①昨年度の評価(成果や課題):職場で健康づくりに取り組むための機運醸成】 ・「職場における健康づくり応援サイト」による情報発信や健康づくり事業者表彰受賞者の取組内容を広く市民に周知するなど、事業所における主体的な取組を支援した。また、地域・職域連携推進協議会と連携し、栄養士や保健師などの専門職を事業所に派遣する出前講座や健康づくり講演会を実施し、これらの実績は前年を上回るなど、職場における健康づくりの推進に寄与した。今後も主体的に健康づくりに取り組む事業所の拡大を図る必要がある。 ・他業種に比べ保健指導等の割合が高い運輸・郵便業において、積極的な支援を行うモデル事業所を選定し、事業所内への健康情報コーナーの設置等の取組みを実施した結果、「糖尿病予防・野菜摂取の重要性など」について、約5割の従業員の意識や行動に変化が見られた。今後も、職場における健康づくりの更なる促進に向けて、機運醸成を図るとともに、他の事業所へ波及させる取組を行う必要がある。 ・健康づくり事業者表彰については、表彰事業の魅力を高めるとともに、幅広い業種において応募意欲が高まるよう、新たなインセンティブの一つとして、市内の芸術系専門学校との連携により「健康づくり事業者表彰オリジナルロゴマーク」を作成した。今後とも、職場で健康づくりに取り組む機運の醸成に向けて表彰事業の更なる周知が必要である。 【②今後の取組方針:健康づくりに取り組む事業所の拡大】 ・職域における健康づくり活動の充実については、引き続き、「職場における健康づくり応援サイト」を活用しながら、事業所に情報を発信するとともに、より一層、地域保健と職域保健の連携を図りながら、令和6年度の第3次健康うつのみや21計画策定の中で、働く世代の健康課題や効果的な取組を検討し推進するなど、主体的に健康づくりに取り組む事業所の拡大を図っていく。 ・主体的に健康づくりに取り組む事業所の拡大を図るため、健康づくり事業者表彰について、引き続き、関係団体の協力を得ながら、新たに制作したロゴマークを含め制度の魅力を幅広い業種に周知する。	
10	健康増進普及啓発・糖尿病対策事業	Ⅱ－4	健康づくりの推進		生活習慣病の予防や健康づくりに関する知識の普及啓発	市民	・健康教育(各種講演会・イベント) ・健康相談 ・訪問指導等	計画どおり	1,686	S29		【①昨年度の評価(成果や課題):新たな日常に対応した健康づくりの推進】 ・生活習慣病の予防や健康づくりに関する正しい知識の啓発については、講座の内容や対象者に応じて、対面方式や健康増進課公式YouTubeチャンネルにおける動画配信を実施し、参加しやすい手法によって多くの市民に参加してもらうことができた。「地区における健康教育」では保健福祉総務課と連携し、地域別データにより課題となったテーマや重点課題である糖尿病予防に関する内容を盛り込みながら、地域の実情に応じて効果的に健康づくりの推進を図ることができた。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降中止していた糖尿病予防啓発イベントを関係機関と連携しながら実施し、糖尿病の関心の有無に関わらず多くの市民に普及啓発を図ることができた。今後も、生活習慣の改善や健康づくりのために正しい知識の普及啓発及び行動変容につなげるための支援が必要である。 【②今後の取組方針:関係団体との連携・協力による普及啓発の推進】 ・生活習慣病の予防や健康づくりに関する正しい知識の啓発については、引き続き、関係団体と連携し、対象に合わせた効果的な手法により健康教育を行っていく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
11	健康ポイント事業	Ⅱ－4	健康づくりの推進	SDGs 好循環P 戦略事業	市民の健康づくり活動の促進	市民	・事業の広報活動 ・ポイント交換 ・協賛企業の確保	計画ど おり	83,943	H30	独自性	【①昨年度の評価(成果や課題):参加者数の増加】 ・事業への参加者数については、広報紙やタウン情報誌への記事掲載や協賛物品の品目拡充に取り組んだことにより、前年度から5,539人増加したが、平均歩数については、目標値に達していない状況である。 ・若い世代の運動の習慣化を促進するため、今後は、参加者や歩数の増加に向けて、魅力を感じられるコンテンツの充実など歩きたくなる仕掛けづくりが必要である 【②今後の取組方針:若い世代の参加促進と歩きたくなる仕掛けづくり】 ・参加者の歩数増加に向けて、令和5年度に実装したQRコード読取機能を活用したポイント付与対象イベントの拡充を図るほか、民間事業者と連携したキャンペーンの検討、公共交通の結節点を起点としたウォークラリーや大学生まちづくり提案と連携した中心市街地ウォークラリーの開催など歩きたくなる仕掛けづくりに取り組む。 ・若い世代の参加促進を図るため、SNSなど若年層への周知に効果的な媒体を活用した事業の広報に取り組むとともに、引き続き、タウン情報誌の運営会社等と連携した協賛企業へ協力の呼びかけを行い、魅力ある協賛品目を確保することにより、市民の参加意欲の向上を図る。	拡大
12	受動喫煙防止対策事業	Ⅱ－4	健康づくりの推進		改正健康増進法に基づく受動喫煙防止対策の推進	・市内事業者 ・市民	受動喫煙防止対策に係る周知啓発	計画ど おり	51	H30		【①昨年度の評価(成果や課題):市内事業者への周知啓発や受動喫煙防止対策に関する市民理解の促進】 ・受動喫煙防止対策に係る周知啓発の実施については、事業者向けには、食品衛生責任者講習会におけるリーフレットの配布等を実施したことにより、改正健康増進法の周知が図られた。また、受動喫煙防止に関する相談窓口において、事業者や市民からの相談に対応したことにより、受動喫煙防止への理解促進が図られた。 【②今後の取組方針:受動喫煙防止対策に係る周知啓発の実施】 ・市内事業者への周知啓発については、引き続き、相談窓口での相談支援や食品衛生責任者講習会におけるリーフレット等の配布等を行い、事業者が主体的に受動喫煙防止対策に取り組んでいけるよう支援していく。また、受動喫煙防止対策に関する市民理解の促進については、引き続き、市ホームページや市有施設へのポスター掲示等により周知啓発に取り組んでいくとともに、市民や事業者からの相談や問い合わせに対し、適切に対応していく。	
13	がん検診 (細事業「個別受診勧奨事業」「乳がん検診(超音波検査)」を含む)	Ⅱ－4	健康づくりの推進		がんの早期発見・早期治療	市民(40歳以上) ※子宮がんは20歳以上の女性、乳がんは30歳以上の女性、前立腺がんは50歳以上の男性が対象	がん検診の実施	計画ど おり	1,057,983	S38		【①昨年度の評価(成果や課題):がんの早期発見・早期治療】 ・がん検診については、令和5年度は、市内個別医療機関での各種がん検診の実施や、集団健診において総合健診や早期健診などの受診者ニーズを踏まえた健診の実施と定員数の拡充等に取り組み、各種がん検診の受診機会を確保したことにより、がん検診全体の受診者数は、令和4年度と同程度で推移し、受診者のがんの早期発見・早期治療が図られた。 ・更には、他のがん検診と比較して受診率が低い婦人がん検診(乳がん・子宮がん検診)については、商業施設を活用した検診を拡充して実施し、これまで未受診であった市民や若い世代の受診につながったことから、更なる受診率向上に向け、商業施設等を活用した検診の実施に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針:対象者ニーズに応じた受診環境の整備】 ・更なる受診率の向上に向け、引き続き、様々な媒体を通じた検診の重要性等の周知啓発や受診しやすい環境の整備、受診勧奨などに取り組むとともに、婦人がん検診の受診率向上に向け、子育て世代や働く世代などの受診のきっかけとなるよう、新たな商業施設を会場とした検診を実施するなど、受診機会の拡充に努めていく。	拡大
14	健康診査	Ⅱ－4	健康づくりの推進		生活習慣病の予防、早期発見・早期治療	市民(40歳以上) ※健康診査は、生活保護受給者など特定健康診査等の受診機会がない方が対象	・健康診査の実施 ・心電図検査・貧血検査・眼底検査の実施	計画ど おり	85,341	H20		【①昨年度の評価(成果や課題):生活習慣病の早期発見・早期治療】 ・特定健康診査等の受診機会がない市民の健康診査については、健康診査の受診機会を確保することにより、生活習慣病の発症リスクが高い方について医療機関への受診を促すことができ、受診者の生活習慣病の予防、早期発見・早期治療が図られている。 【②今後の取組方針:健康診査等の継続実施】 ・特定健康診査等の受診機会がない市民の健康診査については、生活習慣病予防や早期発見・早期治療につなげていくため、引き続き、健康診査等を実施していく。	
15	後期高齢者健康診査	Ⅱ－4	健康づくりの推進		高齢者の健康保持・増進と生活習慣病の予防、早期発見・早期治療	市民(75歳以上) ※後期高齢者医療制度に加入されている方が対象	健康診査の実施	計画ど おり	132,234	H20		【①昨年度の評価(成果や課題):生活習慣病等の発症・重症化予防】 ・後期高齢者の健康診査については、健康診査の受診機会を確保することにより、受診者の糖尿病等の生活習慣病発症予防をはじめ、生活習慣病を早期に発見し、医療につなげることで重症化の予防が図られている。 【②今後の取組方針:健康診査の継続実施】 ・後期高齢者の健康診査については、高齢者の健康保持・増進と生活習慣病の予防、早期発見・早期治療のため、引き続き、保険者である栃木県後期高齢者医療広域連合と連携しながら、健康診査を実施していく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
16	骨粗しょう症検診	Ⅱ－4	健康づくりの推進		骨粗しょう症の予防、 早期発見・早期治療	市民(満40歳～満 70歳のうち5歳ごと の節目年齢の女性 が対象)	骨粗しょう症検診の実施	計画 どおり	6,956	H8		【①昨年度の評価(成果や課題):集団健診で実施】 ・骨粗しょう症検診については、集団健診において骨粗しょう症検診の受診機会を確保することにより、受診者の骨粗しょう症の予防、早期発見・早期治療が図られている。 【②今後の取組方針:骨粗しょう症健診の継続実施】 骨粗しょう症は、女性ホルモンの減少や加齢等が主な原因とされているが、痛みなどの自覚症状がないことから、骨粗しょう症の早期発見・早期治療に向け、骨粗しょう症のリスクや、定期的な検診の重要性等についての周知啓発に取り組み、女性の健康の維持・増進を図っていく。	
17	肝炎ウイルス検診	Ⅱ－4	健康づくりの推進		肝炎の予防、早期発 見・早期治療	市民(40歳以上) ※過去に受診歴の ない方が対象	肝炎ウイルス検診の実 施	計画 どおり	11,437	H14		【①昨年度の評価(成果や課題):肝炎ウイルス検診の実施】 ・肝炎ウイルス検診については、受診しやすい環境づくりや受診機会の確保に取り組み、結果が陽性であった者に対して、肝炎ウイルスの感染の危険性や重症化予防に関する周知を行うとともに、医療機関での精密検査や定期検査の受診勧奨を実施したことにより、受診者の肝炎の予防、早期発見・早期治療が図られている。 【②今後の取組方針:検診の重要性の周知と国の制度を活用した受診勧奨の実施】 ・肝炎ウイルス検診については、肝炎に感染した場合、自覚症状がないまま進行することから、検診の重要性を周知するとともに、肝炎の予防、早期発見・早期治療のため、40歳から65歳の5歳刻みの年齢の方のうち、肝炎ウイルス検査が未受診の方に対し、検診の重要性等を盛り込んだ「肝炎ウイルス検診無料券」を送付し、受診勧奨に努めながら、引き続き、肝炎ウイルス検診を実施していく。	
18	歯科健診	Ⅱ－4	健康づくりの推進		歯周病の予防、早期 発見・早期治療	市民(満20歳～70 歳のうち5歳ごとの 節目年齢の方)	歯科健診の実施	計画 どおり	11,180	H11		【①昨年度の評価(成果や課題):節目年齢における歯科健診の実施】 ・節目年齢における歯科健診については、市民の定期的な歯科健診受診の促進に向け、歯科健診の受診機会の確保に取り組んだほか、新たに歯科健診の対象年齢に20・25歳を追加するとともに、成人期の最初の歯科健診受診のきっかけづくりとして「20歳(ハタチ)の歯科健診無料券」を送付した。更には、歯科健診の必要性等を盛り込んだ動画の作成・放映などの普及啓発を実施し、市民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくり推進に取り組んだところであるが、更なる受診率向上に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針:成人期の歯科健診の継続実施】 ・歯科健診の更なる受診率向上に向け、引き続き、受診しやすい環境の整備に取り組むほか、自己負担額を1,010円から500円に軽減する「節目年齢のワンコイン歯科健診」の実施や、歯科医療機関に定期的に受診している方へ市が作成したリーフレットを配付するとともに、「かかりつけ歯科医」からの声掛けによる受診勧奨など、歯科医師会等と連携しながら、歯科健診を実施していく。	拡大
19	歯と口の衛生推進事業	Ⅱ－4	健康づくりの推進		市民の歯と口腔の健康 づくりに関する意 識の醸成や正しい知 識の普及啓発	市民	・高齢者よい歯の表彰式 ・歯と口の健康週間イ ベント ・歯と口腔の健康づくり 出前講座 ・訪問歯科診療講習会 ・口腔の健康セルフ チェックシートの配布	計画 どおり	1,413	H3		【①昨年度の評価(成果や課題):歯科医師会と連携した事業の着実な実施】 ・「歯と口の健康週間イベント」については、感染症予防に配慮し一部内容を変更して実施。市歯科医師会等と連携し、歯と口腔の健康づくりに関する知識の普及啓発を図ることができた ・「高齢者よい歯の表彰式」については、新型コロナウイルス感染症の影響により式典は中止し、賞状及び記念品は郵送対応とした。8020運動が浸透し受賞者は600人を超え、表彰式の参加者も増えていることから、今後は会場や内容の見直しが必要である。 ・「歯と口腔の健康づくり出前講座」については、市歯科医師会と連携し作成した「口腔の健康セルフチェックシート」を活用し、歯と口腔の健康づくりに関する意識の醸成及び正しい知識の普及につなげた。 【②今後の取組方針:歯と口腔の健康づくりの更なる普及促進】 ・「歯と口の健康週間イベント」については、市歯科医師会等と連携しながら、市民の歯と口腔の健康づくりを促進するため、内容の充実を図り実施する。 ・「高齢者よい歯の表彰式」については、受賞者の増加に伴い会場を変更するとともに、式典内容も見直し、充実した式典となるよう市歯科医師会と連携を図りながら実施していく。 ・「歯と口腔の健康づくり出前講座」については、引き続き、受講者のニーズに合わせ、対面式またはオンライン方式による講座を実施し、より多くの市民に対し歯と口腔の健康づくりに関する知識の普及・啓発を図っていく。	
20	後期高齢者歯科健診	Ⅱ－4	健康づくりの推進		肺炎等の疾病につな がる口腔機能の低下 予防	市民(前年度75歳・ 80歳・85歳に到達し た方) ※後期高齢者医療 制度に加入されて いる方が対象	歯科健診の実施	計画 どおり	5,894	H27		【①昨年度の評価(成果や課題):高齢者の特性を踏まえた検査内容による歯科健診の実施】 ・後期高齢者歯科健診については、高齢者の口腔機能のさらなる向上に向け、歯科医療機関での受診機会を確保するとともに、対象年齢を前年度75歳到達者に加えて、前年度80歳・85歳到達者にも拡大し、受診者の口腔機能低下や誤嚥性肺炎等の予防を図ることができた。 【②今後の取組方針:後期高齢者歯科健診の拡充】 ・後期高齢者歯科健診については、口腔機能の低下予防や誤嚥性肺炎等の疾病予防を図るため、引き続き、受診しやすい環境の整備に取り組むとともに、歯科医師会等と連携しながら、後期高齢者歯科健診を実施していく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
21	集団健診予約受付業務(「集団健診予約センター」と「集団健診予約システム」の運用)	Ⅱ－4	健康づくりの推進		市民のライフスタイルに応じた集団健診受付サービスの提供	市民	「集団健診予約センター」と「集団健診予約システム」による集団健診の予約受付	計画どおり	22,477	H27		【①昨年度の評価(成果や課題):利便性の高い集団健診予約受付サービスの提供】 ・集団健診予約受付業務については、令和3年4月から、見やすく、操作しやすいデザインに見直しを行った「集団健診予約システム」の運用を開始し、令和6年度はSNS等を活用した積極的な情報発信を実施したことにより、予約受付総数が増加し、予約者全体の約4割をインターネット予約が占めた。 ・今後もライフスタイルに応じた予約受付サービスの利用促進を図ることにより、受診率の向上につなげていく必要がある。 【②今後の取組方針:集団健診予約受付サービスの利用促進】 ・集団健診予約受付業務については、SNSやホームページ等を積極的に活用しながら、引き続き、予約者のライフスタイルや健診の理解度等に応じて選択することができるよう、きめ細かな対応が可能な「集団健診予約センター(電話予約)」や、いつでも、どこでも健診の予約ができる「集団健診予約システム(インターネット予約)」の周知に積極的に取り組むとともに、それぞれの利便性の向上に努め、健診の受診率の更なる向上を図る。	
22	がん患者支援事業	Ⅱ－4	健康づくりの推進		がん患者の心理的・経済的負担の軽減及び若年者の末期がん患者の在宅生活の質の向上を図るための支援	市民	・若年者の在宅ターミナル支援事業(R2～) ・がん患者医療用補整具購入費助成事業(R4.1～)	計画どおり	9,255	R2		【①昨年度の評価(成果や課題):支援が必要な市民への着実な周知】 ・県内のがん診療連携拠点病院等や市内のウィッグ販売店舗にチラシと申請書の配布を行ったほか、申請実績を基に、購入実績があるウィッグ販売店舗や美容室等にチラシを配布するなど積極的な周知に努めた結果、前年度を上回る件数の申請があった。 ・日常生活に必要な補装具等を補助することにより、がん患者の心理的・経済的負担の軽減を図るなど市民ニーズに応じた効果的な支援を行うことができている。 【②今後の取組方針:医療機関と連携したきめ細かな周知】 ・がん患者への周知啓発については、引き続き、チラシや申請書の配布を実施するほか、さらなる周知を図るため、県内のがん診療連携拠点病院等へのポスターの配布を行い、医療機関と連携を密にしながら、対象者に寄り添った制度の周知に努めるなどきめ細かな支援の充実を図っていく。	
23	外国人への感染症・精神保健対策事業	Ⅱ－4	健康づくりの推進		ICTを活用して外国人住民とのコミュニケーションを円滑に行うことにより、感染症及び精神保健対策の充実を図る。	日本語が不自由な外国人住民	多言語映像通訳アプリ搭載タブレットを活用した応急入院・措置入院等の感染症患者対応及びHIV検査をはじめとする窓口対応を行う。	計画どおり	377	R2		【①昨年度の評価(成果や課題):外国人住民に対する対応】 ・感染症患者の対応等、迅速性が求められる場面において、多言語映像通訳アプリ搭載タブレットを活用したことにより、相談対応の円滑化が図られた。今後も、外国人労働者等の増加により、感染症対応や精神保健の対応等において通訳が必要となる機会の増加も見込まれることから、継続して事業を実施していく必要がある。 【②今後の取組方針:外国人住民に対する感染症及び精神保健対策の充実】 ・引き続き、多言語映像通訳ツールを活用することで、外国人住民とのコミュニケーションを円滑に行い、感染症対策及び精神保健対策の充実を図る。	
24	難病患者支援事業	Ⅱ－4	健康づくりの推進		難病患者支援体制の充実	難病患者及びその家族	・医師や理学療法士等による疾患群ごとの医療生活相談会(講演会、個別相談会、交流会)を実施。 ・支援の充実を図るため、医療・福祉・介護・就労・教育等様々な関係機関により構成する難病対策地域協議会を開催。	計画どおり	1,075	H8		【①昨年度の評価(成果や課題):難病患者支援事業の実施】 ・新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことに伴い、感染対策を行った上で、医師やその他専門職による医療生活相談会を計画どおり年10回開催することができた。参加者アンケートからは、参加者の約8割がオンラインでの講演会の配信・相談会を希望していることがわかった。難病患者においては、疾病による体調不良により、リアルタイムの講演会には参加できない人がいることや、新規受給者のアンケートから約1/3が就労していることがという結果がでたことから、オンラインでの講演会及び配信を検討する必要がある。 ・「難病対策地域協議会」において、最新の情報を伝えられるよう「サービスガイド」を更新したほか、「難病支援検討部会」において、訪問看護師やケアマネジャーを対象とした研修会を初めてオンラインにて開催した。 【②今後の取組方針:医療生活相談会の効果的な開催、難病対策地域協議会・難病支援検討部会の継続開催】 ・医療相談会については、個々の病状に応じた療養の助言が得られるよう個別相談会を開催する。また多くの難病患者や家族が病気について理解を深めることで安心して療養生活を送るようハイブリッド形式で講演会を開催する。 ・本市の実情に応じた支援体制を整備するため、「難病対策地域協議会」や「難病支援検討部会」を、引き続き開催する。	改善

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
25	自殺予防・こころの健康づくり対策事業	Ⅱ－4	健康づくりの推進		総合的な自殺予防・こころの健康づくりの推進	市民	・宇都宮市自殺対策庁内連絡会議、宇都宮市自殺対策ネットワーク会議の開催 ・人材養成事業(ゲートキーパー研修会) ・こころの健康づくり研修会の開催 ・普及啓発活動(自殺予防週間や自殺対策強化月間) ・メンタルヘルス相談啓発事業(50歳男性へのメンタルヘルスに関する情報紙の配布) ・若年層に向けた相談啓発事業 ・各種相談先一覧クリアファイル更新	計画通り	3,005	H19		【①昨年度の評価(成果や課題)：総合的な自殺対策の推進】 ・平成30年度に策定した自殺対策計画に基づき、各種相談窓口一覧クリアファイルを市内の関係機関や医療機関に配布した他、市内の中学生に対して相談先が明記された啓発物を配布した。 ・新型コロナウイルスの感染拡大による人との接触機会の減少による社会全体のつながりの希薄化・孤独・孤立の問題が顕在化していた状況下以降も引き続き、若年層に向けたプッシュ型の相談窓口の周知啓発や50歳男性へのメンタルヘルス情報紙の配布等に取り組んでいる。自殺者数については20代から50代の働く世代が依然として高いことから、引き続き相談窓口の周知啓発に着実に取り組んでいく必要がある。 ・自傷行為等が年々若年化している状況にあり、若年層へのこころの健康づくり対策が一層重要である。また、18歳以下の自殺は、学校の長期休業明けにかけて増加する傾向にあることから、長期休業前や長期休業明け等時期を捉え、関係機関と連携し、引き続き若年層に届く方法で周知啓発に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針：若年層や働く世代をターゲットとした自殺対策の推進】 ・自殺予防・こころの健康づくりの更なる推進のために、特に自殺者数が増加している若年層や自殺者数の多い20代から50代の働く世代の自殺予防対策として、相談窓口についての周知や、「大学・専門学校教職員向け」や「小・中・高等学校教職員向け」、「地域支援者向け」や「薬剤師向け」等を対象にゲートキーパー研修会を開催する。さらに、働く世代を対象に地域職域連携推進協議会と連携し、「事業所向けこころの健康づくり研修会」等の開催や、各種マニュアルの改訂等、総合的な自殺予防対策を推進する。 ・自殺予防対策を生きる支援として捉え、各種関係機関・団体と連携し、若年層対策の充実を図る。 ・また、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向け、自殺対策を「生きることの包括的な支援」とし社会全体が一丸となって自殺対策に取り組むため、自殺対策計画を改定する。	
26	こころの健康づくり講座	Ⅱ－4	健康づくりの推進		こころの健康づくりに関する正しい知識の普及啓発	市民、学校関係者、介護や障がい福祉の支援者	精神科医師などがこころの健康をテーマに講座を開催し、精神保健分野の知識の普及啓発を行う(3回／年)	計画どおり	214	H8		【①昨年度の評価(成果や課題)：こころの健康づくり講座の開催】 ・うつ病、アルコール依存症、統合失調症をテーマに感染防止対策を講じながら講座を開催したことにより、こころの健康づくりに関する正しい知識の普及啓発が図られた。令和5年度はアルコール依存症を新たなテーマとして実施したが、市民だけでなく支援者にも有益な情報が多くあったため、今後内容によっては支援者にも講座を周知していく。アンケートには「正しい関わり方を理解できた」等の意見が多くみられたことから、正しい知識の普及啓発が図られた。 【②今後の取組方針：こころの健康づくり講座の継続開催】 ・こころの健康づくりに関する正しい知識の普及啓発を図るため、より多くの市民が参加意欲を持てるよう、テーマ内容の組み合わせを工夫するとともに、参加しやすい会場の設定など効果的な方法を検討しながら、引き続き開催する。また、支援者の参加も募っていく。	
27	精神障がい者家族支援事業(事例検討会、成年後見制度利用支援事業を含む)	Ⅱ－4	健康づくりの推進		精神障がい者への理解促進	精神障がい者を抱える家族	・宇都宮精神保健福祉会への委託事業(普及啓発活動・相談業務、家族会の開催) ・精神保健家族教室の開催 ・事例検討会 ・成年後見制度市長申立	計画どおり	3,051	H8		【①昨年度の評価(成果や課題)：精神保健福祉会による相談業務の実施】 ・福祉の祭典や障がい者週間にて、精神障がい者やその家族に対する偏見や差別の解消が図られるよう、栃木県精神保健福祉会(やしお会)機関紙やリーフレットの配布等を通じて普及啓発を実施したことにより、精神障がい者を抱える家族の活動や精神障がい者への理解について周知が図られた。また、精神保健家族教室は4日間1コースで実施し、疾病の理解や家族の対応を学ぶ機会を設けることができた。 【②今後の取組方針：精神保健家族教室のより効果的な実施方法等の検討】 ・精神障がい者を抱える家族への理解促進を図るため、引き続き、精神保健福祉会による相談事業を行うとともに、普及啓発活動の際に併せて、相談会や精神保健家族教室の事業の周知を図る。 ・家族教室については、やしお会と連携しながら、開催手法や周知方法を工夫し実施を継続する。	
28	アルコールに関する健康教育事業	Ⅱ－4	健康づくりの推進		未成年者の飲酒防止	・市内小中学生 ・市内小6年生、中3年生の保護者	・小中学校へへの出前講座の実施 ・児童と保護者が未成年の飲酒防止について話し合えるよう、保護者あてリーフレットの配布	計画どおり	158	H16		【①昨年度の評価(成果や課題)：アルコールに関する健康教育等の実施】 ・出前講座は、令和4年度より校数、受講者数とともに増加しており、より多くの児童に未成年者の飲酒防止に関する知識を普及啓発できた。また、全対象者に保護者向けリーフレットを配布したこと等により、未成年者の飲酒防止に関する理解促進が図られた。 【②今後の取組方針：アルコールに関する健康教育等の継続実施】 ・未成年者の飲酒防止を図るために、引き続き出前講座やリーフレットの配布により家族ぐるみでの健康教育を実施する。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
29	アルコール関連相談事業(断酒会)	Ⅱ－4	健康づくりの推進		アルコールに関する正しい知識の普及啓発	アルコール依存症などのアルコール関連問題を抱える市民やその家族等	宇都宮断酒会への委託事業(相談・普及啓発活動)	計画どおり	100	H12		【①昨年度の評価(成果や課題):断酒会によるアルコール相談及び普及啓発の実施】 ・アルコール依存症などの問題を抱える市民やその家族等を対象に、断酒会による相談会や市民ホールにおけるパネル展を開催したことで、アルコールに関する正しい知識の普及啓発が図られた。断酒会による相談会については、昨年度と比較し相談件数が増加しており、より多くの市民の支援につながった。 【②今後の取組方針:断酒会によるアルコール相談及び普及啓発の継続実施】 ・アルコールに関する正しい知識を普及啓発するため、引き続き断酒会による相談会を実施するとともに、アルコール関連問題啓発週間(11月10日～16日)を活用した普及啓発活動を継続的に実施する。	
30	風しん予防対策事業	Ⅱ－4	健康づくりの推進		先天性風しん症候群の発生予防	次のいずれかに該当する方 ①妊娠を希望する女性 ②①の配偶者などの同居者 ③風しんの抗体価が低い妊婦の配偶者などの同居者 ただし、過去に風しん抗体検査を受けた結果、十分な量の風しん抗体があることが判明し、風しん予防接種を行う必要がないと認められる者は除く。	風しん抗体検査を無料(全額公費負担)で実施する。	計画どおり	3,634	H8		【①昨年度の評価(成果や課題):抗体検査の実施】 ・妊娠を希望する女性や配偶者などの同居者等を対象とした風しん抗体検査を実施した結果、前年度とほぼ同数の利用があり、受検者が抗体価を把握し、必要に応じて風しん予防接種を受けることで、先天性風しん症候群の発生予防が図られた。 【②今後の取組方針:抗体検査の継続実施】 ・先天性風しん症候群の発生を予防し、安心して妊娠・出産ができるよう、引き続き、妊娠を希望する女性等を対象とした無料での風しん抗体検査を実施する。	
31	風しん予防接種補助金	Ⅱ－4	健康づくりの推進		先天性風しん症候群の発生予防	風しん抗体検査の結果、抗体価が低く、かつ風しんにかかったことがない方で、次のいずれかに該当する方 ①妊娠している女性の夫などの同居者 ②妊娠を予定する又は妊娠を希望する女性 ③②の女性の夫などの同居者	風しん予防接種の費用について、3,000円を補助する。	計画どおり	897	H26		【①昨年度の評価(成果や課題):予防接種費補助の実施】 ・妊娠を希望する女性や配偶者などの同居者等を対象とした風しん抗体検査を実施するとともに、抗体価の低い者に対し、医療機関において風しん予防接種費補助事業の周知を行った結果、前年度とほぼ同数の利用があり、先天性風しん症候群の発生予防が図られた。 【②今後の取組方針:予防接種費補助の継続】 ・先天性風しん症候群の発生を予防し、安心して妊娠・出産ができるよう、引き続き、風しん抗体価が低い者に対し、風しん予防接種費用の補助を実施する。	
32	風しん追加的対策事業	Ⅱ－4	健康づくりの推進		疾病の発生予防及びまん延の防止	昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性	風しん抗体検査及び風しん予防接種を無料(全額公費負担)で実施する。	計画どおり	10,960	H31		【①昨年度の評価(成果や課題):抗体検査・予防接種費補助の実施】 ・風しんの定期接種の機会がなかった世代の男性に対し、無料で風しんの抗体検査や予防接種を実施する制度であり、抗体検査の未受検者や、陰性者で風しん予防接種を受けていない者に対し、毎年「クーポン券」を送付し、受検や接種の勧奨を行っている。その結果、多くの制度利用があり、疾病の発生予防及びまん延の防止が図られた。 ・本事業は6年間の時限措置となっており、令和6年度が最終年度となるため、対象者に対し、様々な手段で事業終了のお知らせを行う必要がある。 【②今後の取組方針:対象者への個別通知などの受検・接種勧奨の実施】 ・対象者へ「クーポン券」を発送するほか、広報紙やホームページなどにおいて、事業の最終年度であることを広く周知し、対象者に対し受検及び接種を勧奨する。	廃止・終了
33	幼児インフルエンザ予防接種補助事業	Ⅱ－4	健康づくりの推進		インフルエンザのまん延防止と保護者のインフルエンザに対する予防行動の動機付け	市内に住民登録のある1歳以上2歳未満の者	インフルエンザ予防接種の費用について、1回当たり1,000円(上限2回)を助成する。	計画どおり	3,400	H17		【①昨年度の評価(成果や課題):予防接種費補助の実施】 ・新型コロナウイルス感染症の流行下における医療機関の負担軽減を図るため、令和2年度から実施していたインフルエンザ予防接種費補助事業の対象者及び補助額の拡充は令和4年度で終了したが、令和5年度においても、拡充時と変わらない接種率を達成しており、多くの方にインフルエンザに対する予防行動の動機づけが図られた。 【②今後の取組方針:予防接種費補助の継続】 ・インフルエンザのまん延防止や保護者のインフルエンザに対する予防行動の動機付けのため、引き続き、1歳以上2歳未満を対象に予防接種費用の補助を実施する。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
34	带状疱疹ワクチン接種費補助事業	Ⅱ－4	健康づくりの推進		高齢期における健康の保持のほか、生活の質や日常生活動作の維持に寄与すること	市内に住民登録のある50歳以上の者	带状疱疹予防接種の費用について、生ワクチン4,000円(上限1回)、不活化ワクチン10,000円(上限2回)を助成する。	計画どおり	34,677	R5		【①昨年度の評価(成果や課題):予防接種費補助の実施】 ・令和5年11月より、新たに带状疱疹ワクチン接種費補助事業を開始したところ、令和5年度の利用想定(4,680件)を大きく上回る6,902件の利用があり、带状疱疹の予防が図られた。 【②今後の取組方針:予防接種費補助の継続】 ・带状疱疹は特に高齢者が発症・重症化しやすく、QOL(生活の質)やADL(日常生活動作)に支障をきたすおそれがあるため、引き続き、予防接種費用の補助を実施する。	
35	骨髄移植者等再接種費用補助事業	Ⅱ－4	健康づくりの推進		骨髄移植等により再接種が必要になった方に対し、接種費用を助成することで、感染症の発生・まん延を防止し、子育てに係る負担の軽減を図る	骨髄移植等により接種済みの予防接種の効果が期待できず、改めて予防接種を受ける必要がある者	予防接種に要した費用又は定期接種の市負担額のいずれか低い額を補助する。	計画どおり	78	H30		【①昨年度の評価(成果や課題):予防接種費助成の実施】 ・骨髄移植者等への再接種費用の補助について、市ホームページや広報紙を通じて市民に周知を図ったことで、前年度よりも認定申請の数が増加し、再接種が必要な方の疾病の発生予防及びまん延の防止が図られた。 【②今後の取組方針:予防接種助成の継続】 ・疾病の発生予防及びまん延の防止を図るため、引き続き、市ホームページや広報紙を通じて周知を図るとともに、より広く周知がされるよう、県内で骨髄移植等を実施している大学病院や骨髄バンクなどに依頼し、対象となる方へのチラシの配布を行う。	
36	新型コロナワクチン接種事業	Ⅱ－4	健康づくりの推進		新型コロナウイルス感染症の発症予防及びまん延の防止	・12歳以上 ・小児(5～11歳) ・乳幼児(生後6か月～4歳)	新型コロナウイルスワクチンの臨時接種を個別医療機関や集団接種会場において実施する。	計画どおり	1,618,295	R2		【①昨年度の評価(成果や課題):新型コロナウイルスワクチンの接種体制の確保】 ・接種を希望する方が速やかに接種できるよう、平日夜間や土曜・日曜に集団接種を実施(延べ27回)するなど、いつでも接種できる体制を維持するとともに、地区市民センター等(15か所)において、高齢者等のWEB予約支援を実施した。また、市民が安心して接種を受けられるよう、ワクチンの効果や安全性等について、接種券に案内を同封するほか、市ホームページや広報紙、デジタルサイネージなど、あらゆる機会を活用して周知を図った。その結果、接種率はすべての年齢で全国平均を上回っており、市民の重症化予防、ひいては医療提供体制や社会経済活動の維持へつながった。 ・令和6年度以降、これまでの「臨時接種(全額公費負担)」から「定期接種(一部自己負担)」へ移行し、高齢者等が対象となるため、かかりつけの医療機関等で安心して接種できる体制を確保するとともに、高齢者等に分かりやすい情報発信が必要である。 【②今後の取組方針:新型コロナウイルスワクチンの定期接種化に向けた接種体制の確保と周知啓発の実施】 ・令和6年度以降は、予防接種法に基づく「定期接種」となり、個人の重症化予防を目的に、主に高齢者を対象として秋冬に年1回接種を実施する予定のため、市医師会と連携し、個別医療機関による接種体制を確保していく。 ・また、高齢者等の重症化リスクを下げるため、接種希望者が円滑に接種できるよう、「定期接種」の開始時期や実施医療機関、ワクチンの効果・安全性等に関する正しい情報について、個別に通知するほか、広報紙や市ホームページなど様々な手段を活用して、分かりやすく発信していく。	廃止・終了
37	予防接種運営費	Ⅱ－4	健康づくりの推進		疾病の発生予防及びまん延の防止	・乳幼児(0歳～7歳6か月) ・児童・生徒(9歳～高校1年生相当) ・平成9年4月2日～平成19年4月1日までに生まれた女子 ・65歳以上の高齢者及び60歳～64歳で「心臓・腎臓・呼吸器の機能」または「HIVによる免疫機能」に障がいのある方(身体障害者手帳1級程度)	・予防接種法に基づく下記の定期予防接種を実施する。 ロタ、B型肝炎、ヒブ、小児用肺炎球菌、四種混合、三種混合、不活化ポリオ、二種混合、BCG、水痘、麻しん風しん混合(乳幼児)、麻しん(乳幼児)、日本脳炎、子宮頸がん、高齢者肺炎球菌、高齢者インフルエンザ ・予防接種に係る周知を行う。(子宮頸がんキャッチアップ接種等含む)	計画どおり	1,374,085	S24		【①昨年度の評価(成果や課題):対象者への個別通知などの接種勧奨の実施】 ・定期予防接種について、各ワクチンの対象年齢別に個別通知による接種勧奨を実施するとともに、広報紙や市ホームページ等による周知を行うことで、接種率の向上、疾病の発生予防及びまん延の防止が図られた。 ・子宮頸がん予防ワクチンのキャッチアップ接種は令和4年度から3年間の時限措置となっており、令和6年度は最終年度となるため、対象者に対して十分な周知が必要である。 【②今後の取組方針:新たな定期接種の追加や子宮頸がんキャッチアップ接種の促進】 ・令和6年度から、新たに五種混合や小児用肺炎球菌15価ワクチンの追加、高齢者肺炎球菌の特例措置終了に伴う対象者の変更などがあるため、対象者への個別通知や広報紙、市ホームページなどにより、広く周知を行っていく。 ・子宮頸がん予防ワクチンのキャッチアップ接種の対象者に対し、事業終了の案内や接種完了までのスケジュールを個別通知し、余裕を持った接種を促していく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
38	市外予防接種受診者補助事業	Ⅱ－4	健康づくりの推進		疾病の発生予防及びまん延の防止	宇都宮市に住民登録があり、法定の予防接種を委託医療機関以外の市外の医療機関で接種せざるを得ない者	申請に基づき、予防接種に係る費用の一部又は全部を補助する。	計画 どおり	7,613	H14		【①昨年度の評価(成果や課題):予防接種費補助の実施】 ・市外医療機関への通院や里帰り出産など、様々な事情により市外で定期予防接種を希望する者に対し、円滑に接種費用の補助を実施することで、接種率を向上させ、疾病の発生予防及びまん延の防止が図られた。 【②今後の取組方針:予防接種費補助の継続】 ・疾病の発症予防及びまん延防止のため、市民の受益の公平性、予防接種の接種率の向上の観点を踏まえながら、引き続き補助事業を実施する。	
39	被爆者健康診断	Ⅱ－4	健康づくりの推進		被爆者の健康保持・増進	原子爆弾被爆者の援護に関する法律に基づく原子爆弾被害者	健康診断(定期健康診断(一般検査:年2回)、希望による健康診断(一般検査・がん検診)、精密検査を実施する。	計画 どおり	349	H8		【①昨年度の評価(成果や課題):健康診断の実施】 ・被爆者に対する健康診断について、案内通知等を通して周知を行い、円滑に健康診断を実施することで、健康保持・増進が図られた。また、対象者から新たに健診希望があった医療機関に協力依頼を行い、受診可能な医療機関を拡大することで、受診率の向上が図られた。 【②今後の取組方針:健康診断の継続】 ・高齢化が進む被爆者の健康保持・増進のため、引き続き対象者に対する案内通知等を通した健康診断の周知を図り、対象者が受診しやすい環境の整備を推進していく。	
40	骨髄移植推進事業	Ⅱ－4	健康づくりの推進		骨髄等移植の推進	骨髄バンク事業において骨髄等の提供を行った本市に住所を有する者及びその者が勤務するドナー休暇制度のない市内の事業所等	骨髄等の提供のための面接、通院又は入院の日数(上限7日間)に、ドナーは2万円を、事業所等は1万円を乗じて得た金額を助成する。	計画 どおり	980	H29		【①昨年度の評価(成果や課題):助成制度の普及と骨髄バンク事業の周知】 ・令和2年度より助成対象者の要件を緩和し、「ドナー休暇のない市内の事業所に勤務する者」から「すべての市内在住者」へと拡大したことや、パンフレット等を用いた骨髄バンク事業の普及啓発活動の推進などにより、助成申請者数は7件と高い水準を維持した。 ・骨髄バンク事業におけるドナー登録者の増加を図るため、今後は更なる骨髄等移植における理解の醸成を進めていく必要がある。 【②今後の取組方針:助成制度の普及啓発の促進】 ・骨髄バンクドナー新規登録者数の増加を図るため、本事業の対象者及び事業所等に対して、継続的にさまざまな手法により情報発信に努め、骨髄移植に対する理解の推進と助成制度の普及啓発を図る。	
41	エイズ予防対策(エイズ・性感染症等検査相談事業・エイズ予防普及啓発推進事業)	Ⅱ－4	感染症対策の推進		エイズ及び性感染症等のまん延防止及び、エイズに関する正しい知識の普及啓発	市民	・感染の可能性がある、心配または不安を持っている相談者に対して、HIV・性感染症検査・相談を実施。 ・エイズ予防教育出前講座(中高大学生等)や教育関係者へのエイズ対策従事者研修会の実施 ・世界エイズデー、HIV検査普及週間における、普及啓発事業(啓発物品の配布・パネル展示等)	計画 どおり	1,672	H8		【①昨年度の評価(成果や課題):HIV・性感染症検査相談・普及啓発の実施】 ・検査相談においては、令和5年4月から予約なく検査が受検できる通常検査を再開したことにより、受検者数が新型コロナウイルスの流行前の水準に戻り、利用者の利便性が図られた。 ・全国的に梅毒患者が増加していることから、検査相談時にパンフレット等を用いて感染予防の説明を強化して行うほか、市ホームページへ発生動向や正しい知識を掲載することで、広く市民への注意喚起を行った。 ・普及啓発においては、世界エイズデーにおける啓発事業として、NPO法人や大学と協働した街頭イベントの実施や中高・大学生を対象としたエイズ予防教育出前講座を実施することで、若年層へエイズや性感染症の正しい知識の啓発を行うことが出来た。 ・また、エイズ対策従事者研修会をオンライン併用で開催したことにより、より多くの保健従事者や教職員の参加があり、性の多様性やエイズについて理解を深めることが出来た。 【②今後の取組方針:検査機会の確保と、広く市民に対する啓発やターゲットを絞った啓発の実施】 ・HIVや性感染症のまん延防止のため、引き続き、相談者が受検しやすい検査体制の整備に努める。 ・エイズや性感染症に関する正しい知識の普及啓発を図るため、学校におけるエイズ予防教育出前講座の実施や、地域の保健従事者や教職員を対象としたエイズ対策従事者研修会を開催する。また、広く市民への啓発として、HIV検査普及週間や世界エイズデーにあわせて市ホームページや広報紙を活用した啓発を行っていく。 ・HIVや性感染症のハイリスク群である、MSMや風俗産業の利用者や従事者等に対しても、HIVや性感染症(特に梅毒)の正しい知識(予防、検査機会)が届けられるよう工夫を行っていく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
42	結核予防対策(結核患者登録管理・結核対策特別促進事業・結核患者接触者健診事務費)	Ⅱ－4	感染症対策の推進		結核患者の治療完遂や再発の早期発見のため登録管理を行い保健指導を実施するとともに、接触者の健康診断を行うことで、新たな発病者の早期発見・早期治療に努め、結核のまん延を防止する。	・結核患者とその接触者 ・市民	・結核患者の登録管理による保健指導の実施 ・結核患者に対し、DOTS看護師や調剤薬局等での直接服薬確認(DOTS)事業の実施。 ・結核患者の接触者に対する、接触者健康診断(血液検査・胸部レントゲン検査)の実施。 ・結核の正しい知識の普及啓発の実施。	計画どおり	2,552	H8		【①昨年度の評価(成果や課題):結核患者への確実な保健指導と外国出生者への啓発の充実】 ・結核患者の登録管理を確実に実施し、治療完遂のためDOTS事業を全結核患者に行うことで、多剤耐性結核の発生や再発の予防に努めた。また、接触者に対する健康診断を行うことで、新たな患者の早期発見に努めた。 ・患者支援において、Web上で利用できる服薬支援ツールである「飲みきるミカタ」(翻訳機能や交流圏機能などが搭載)を活用することで、コミュニケーションに配慮が必要な外国出生者やインターネットを使い慣れている若年層に対し、効率・効果的な支援を行うことが出来た。 ・普及啓発としては、医療機関に対して、結核患者の発見の遅れを防ぐため、早期受診や早期診断の重要性について周知を行った。 ・また、特に結核患者の発生が多い、高齢者や外国出生者及びその支援者を対象とした啓発を行った。外国出生者への啓発としては、市が発行している外国人向け情報紙への記事掲載やSNSを通じた情報発信を行うとともに、市国際交流協会と連携した外国人支援者に対する健康教育を実施することで、結核の正しい知識について理解を深めることが出来た。 【②今後の取組方針:結核の早期受診・早期診断の促進とハイリスク者への啓発の充実】 ・引き続き、医療機関と連携し、結核患者の速やかな登録管理を行い、確実な服薬支援の実施により、多剤耐性結核や再発を防止することで、結核のまん延防止に努める。 ・また、結核登録患者の管理検診や接触者に対する健康診断を確実に実施し、保健指導を行うことで、新たな重症結核患者の発生を防止する。 ・普及・啓発においては、特に、結核患者の多い、高齢者や外国出生者に対する啓発を充実させるため、対象者への啓発を行うとともに、高齢者施設や外国人支援者等と連携することで、支援者が結核の認識を高め、結核の早期発見・早期治療につながるよう啓発を行っていく。	
43	私立学校・社会福祉施設定期健康診断補助金	Ⅱ－4	感染症対策の推進		結核のまん延防止	市内の私立学校等(専修学校及び各種学校を含み、修学年限が1年未満のものを除く。)	私立学校等が実施する定期健康診断の実施費に対し、補助基準額の2/3を補助する。(補助基準単価は、結核定期外健康診断国庫補助基準単価を準用)	計画どおり	4,129	H8		【①昨年度の評価(成果や課題):定期健康診断への補助事業の実施】 ・感染症法により義務付けられている定期健康診断において、学校等の集団生活における結核患者の早期発見に取り組むため、私立学校等に対して本事業の周知を行い、申請のあった24団体に対し、補助金を交付した。定期健康診断を確実に行うことで、結核の予防意識の醸成を図り、結核のまん延防止に努めた。 【②今後の取組方針:補助金による定期健康診断の実施の継続】 ・引き続き、私立学校等に対し、定期健康診断の費用を補助することで、法令で義務付けられている定期健康診断を確実に実施し、結核患者の早期発見・早期治療につなげ、結核のまん延を防止する。	
44	感染症の発生・蔓延防止対策(新型インフルエンザ等対策含む)	Ⅱ－4	感染症対策の推進		・健康危機管理能力の向上 ・健康危機に関する関係機関との連携強化 ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止	感染者患者及びその接触者、感染症に感受性のある市民	・感染症に感染した可能性のある者への健康診断勧告 ・病原体に汚染された恐れのある場所の消毒 ・新型インフルエンザ等に対する医療体制等の整備を図るため、関係機関との連絡会議を開催	計画どおり	8,613	H11		【①昨年度の評価(成果や課題):感染症のまん延防止】 ・新型コロナウイルス感染症については、感染症法の位置づけが2類相当から5類に見直されたことに伴い、市民や関係機関に変更点等を周知するとともに、施設等での集団発生時には必要な対策を着実に実施した。 ・特に、高齢者施設や病院等入所施設において複数名のコロナウイルス感染症患者が発生した場合には、感染防止対策の指導等を行い、感染拡大防止に努めることが出来た。 ・また、その他の感染症の発生においても迅速に対応し、患者の医療の確保や接触者の健康診断を確実にし、感染予防について指導を行った。また、社会福祉施設等での感染性胃腸炎の集団発生時には、現地調査・指導を行い感染症のまん延防止を図ることができた。 ・これまでの新型コロナウイルス感染症への対応の課題を踏まえ、感染症をめぐる状況の変化に迅速かつ適確に対応し、感染症から市民の生命と健康を守る施策を積極的に推進するため、「宇都宮市感染症予防計画」を策定した。 【②今後の取組方針:正確な情報把握と関係機関との連携強化】 ・感染症の発生時には迅速に対応し、患者の医療の確保や接触者の健康診断を確実にし、感染予防について指導することで、感染症のまん延の防止に努める。 ・「宇都宮市感染症予防計画」に基づき、感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上を図るため、保健所・市職員、高齢者施設等職員等を対象に、感染症対策に関する研修を実施する。 ・また、高齢者施設等において感染拡大防止対策を適切に行うことができるよう、感染対策に関する研修・訓練等を実施するとともに、平時での施設等の感染症対策について現地調査を実施し、必要な助言を行うことで、感染症等に関する知識や対応方法等の周知徹底を図り、施設内感染の防止に努める。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
45	感染症発生動向調査事業	Ⅱ－4	感染症対策の推進		・健康危機に関する情報の収集・提供 ・健康危機に関する関係機関との連携強化	市民, 医療機関, 県, 国	・感染症法に基づき, 医師から感染症の報告を受け, 県及び国へ報告する。 ・市内の感染症流行状況を解析し, 医師や市民に対し, 患者発生状況や予防策等の情報をホームページ等を利用して迅速に提供する。	計画どおり	1,367	H11		【①昨年度の評価(成果や課題): 感染症発生動向の把握及び周知】 ・発生動向調査を実施したことにより, 感染症の発生動向を迅速に把握することができ, 医療機関や市民に対して, 有効な情報発信ができた。 ・新型コロナウイルス感染症については, 感染症法の位置づけが2類相当から5類に見直されたことに伴い, 令和5年5月8日から, 全数把握から定点把握へ移行となり, 医療機関と連携しながら患者の発生動向調査を実施した。また, ゲノム解析により市内流行株の確認及び新たな変異株の出現の監視を行い, 必要に応じ適切な対策を実施した。 【②今後の取組方針: 感染症発生動向の把握及び継続周知】 ・健康危機に関する情報の収集・提供を図るため, 引き続き, 衛生環境試験所と連携し, 感染症の発生動向調査を実施し, ホームページで最新情報を提供することにより, 医療機関や市民に対して感染症に関する最新の情報を提供する。	
46	感染症検査事務	Ⅱ－4	感染症対策の推進		感染症対策に係る行政指導に必要な検査データを提供し, 関係課の業務を科学的根拠により支援する。	感染症対策所管課	感染症のまん延防止に資する検査の実施とデータ提供	計画どおり	16,188	H8		【①昨年度の評価(成果や課題): 感染症検査の項目拡充及び精度の向上】 ・狂犬病ウイルス(遺伝子検査)に関する検査項目を拡充するとともに, 新型コロナウイルス感染症について, 変異型のゲノム解析検査を計画的に実施するなど, 依頼課の感染症対策を円滑に支援できた。また, ノロウイルス検査法の改良に取り組み, 学会で発表するなど, 調査研究を推進することにより, 検査の効率化(検査時間の短縮や手技の簡素化)や精度の向上を図ることができた。 ・新型コロナウイルス感染症については, ゲノムサーベイランス体制を継続する旨の国通知により, 引き続き, ゲノム解析による変異株の発生動向を把握する必要がある。 【②今後の取組方針: 試験検査の充実及び職員の資質向上】 ・行政指導等に必要な検査データを依頼課に提供し, 感染症対策を科学的に支援できるよう, 衛生環境試験所運営計画(令和2年度～6年度)に基づき, 結核菌のゲノム解析検査の確立など検査項目の拡充や新型コロナウイルスのゲノムサーベイランス, 飼育イヌ・ネコにおけるSFTSウイルスの抗体保有状況調査など調査研究の推進を図るとともに, 令和5年度策定の衛生環境試験所健康危機対処計画に基づき, 関係機関との連携強化, 人材育成, 疫学情報の分析・提供などに平時から取り組み, 試験検査の充実や職員の資質向上を図っていく。	
47	食品衛生・感染症対策推進事業	Ⅱ－4 Ⅲ－6	感染症対策の推進 快適で衛生的な生活環境の確保		病原体を取り扱う医療従事者等に対し, 技術的な支援を行うとともに, 職員の知識や検査技術を活用し, 市民向けの情報を発信する。	市民, 医療関係者等	・医学生に対する感染症検査研修の実施 ・出前講座, 科学体験教室, 市民向け夏休み親子教室の開催	計画どおり	34	H27		【①昨年度の評価(成果や課題): 医療関係者の資質向上と市民の食品・感染症等の理解促進に係る取組の充実】 ・医療関係者や民間検査機関等に対し, 検体の適正な取り扱いについて技術支援を行うことにより, 資質向上を図ることができた。 ・医学生や薬学生に対し, 感染症・食品検査時における適正な検体取扱い, 検査について技術支援を行い, 資質向上を図ることができた。 ・小学生の親子を対象とした夏休み科学実験教室を開催するとともに, 生涯学習課と連携し, 地域の小学生を対象とした科学体験教室を開催するなど, 食中毒や感染症等に対する正しい知識の普及を図ることができた。 【②今後の取組方針: 研修指導及び情報提供の推進】 ・医療関係者向けの技術支援研修及び市民向けの出前講座や科学体験教室等について, 衛生環境試験所運営計画(令和2年度～6年度)に基づき, 業務を通して得られた科学的知見や専門的な用語をより分かりやすく情報提供するとともに, 医療関係者または市民のニーズに応じた内容を盛り込むなど, 内容の充実を図り, 引き続き, 研修指導や情報発信の推進に取り組んでいく。	
48	宇都宮市医療保健事業団補助金	Ⅱ－4	安心して医療を受けられる環境の充実		公益財団法人宇都宮市医療保健事業団の継続的で安定的な運営体制の確保	公益財団法人宇都宮市医療保健事業団	団体運営に要する経費の一部を補助	計画どおり	88,183	S57		【①昨年度の評価(成果や課題): 継続的で安定的な運営体制の確保】 ・宇都宮市医療保健事業団の運営に要する経費を一部補助したことで, 安定的な運営に繋がり, 夜間休日救急診療所の円滑な運営や地域住民の健康増進の推進などを図ることができた。また, 事業団の安定的な運営に資する取組への支援を行った。 【②今後の取組方針: 安定的な運営体制の確保に向けた支援】 ・宇都宮市医療保健事業団の運営に要する経費を一部補助するなど, 事業団の安定的な運営に向けた必要な支援等を行う。	
49	夜間休日救急診療所運営事業	Ⅱ－4	安心して医療を受けられる環境の充実		初期救急医療体制の維持・確保	公益財団法人宇都宮市医療保健事業団(指定管理者)	夜間休日救急診療所の適切かつ円滑な管理運営	計画どおり	278,434	S58		【①昨年度の評価(成果や課題): 初期救急医療体制の維持・確保】 ・本市の初期救急医療体制に精通し市内の医療機関と緊密な連携が可能である宇都宮市医療保健事業団を指定管理者とし, 夜間休日救急診療所内の改修工事や屋外施設(プレハブ等)の活用などにより感染症対策に努めながら円滑な運営に取り組んだ。また, 「医師の働き方改革」へ適切に対応するため, 大学病院等からの医師派遣継続に係る手続きを支援し, 従事する医師の安定的な確保に努めた。今後も, より一層の安定的な運営を図るため, 効果的な運営手法を検討していく必要がある。 【②今後の取組方針: 夜間休日救急診療所の適切かつ円滑な運営の確保】 ・市民がいつでも安心して必要な医療が受けられるよう, 本市における救急医療全体や夜間休日救急診療所の現状・課題を評価分析するとともに, 関係機関等と意見交換しながら当診療所のあり方を検討し, 当診療所のより適切かつ円滑な運営の確保に努める。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
50	(保健総)保健施設整備費(単独)	Ⅱ－4	安心して医療を受けられる環境の充実		施設の安全で快適な利用及び施設の長寿命化	保健所及び夜間休日救急診療所の施設	保健所及び夜間休日救急診療所の施設の整備及び改修	計画どおり	34,387	S58		【①昨年度の評価(成果や課題):施設の長寿命化に向けた改修の実施】 ・「宇都宮市公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の改修に取り組むなど、既存施設の長寿命化を図りながら、安全で快適な利用を維持することができた。 【②今後の取組方針:計画的な施設の改修の実施】 ・保健所及び夜間休日救急診療所について、施設の安全で快適な利用及び施設の長寿命化を図るため、引き続き、施設の計画的な改修を行う。	
51	保健衛生事業推進協力金(市医師会)	Ⅱ－4	安心して医療を受けられる環境の充実		市が実施する保健衛生事業の円滑な推進	一般社団法人宇都宮市医師会	保健衛生事業を推進する団体に対して協力金を交付	計画どおり	17,000	S58		【①昨年度の評価(成果や課題):保健衛生事業の円滑な推進】 ・市が実施する保健衛生事業に対して、市医師会との連携協力体制を確保したことにより、事業が円滑に推進した。 【②今後の取組方針:市医師会との連携協力体制の継続的な確保】 ・引き続き、市医師会との連携協力体制を確保し、市の実施する保健衛生事業を円滑に推進する。	
52	口腔衛生事業推進協力金(市歯科医師会)	Ⅱ－4	安心して医療を受けられる環境の充実		市が実施する口腔衛生事業の円滑な推進	一般社団法人宇都宮市歯科医師会	口腔衛生事業を推進する団体に対して協力金を交付	計画どおり	4,350	S58		【①昨年度の評価(成果や課題):口腔衛生事業の円滑な推進】 ・市が実施する口腔衛生事業に対して、市歯科医師会との連携協力体制を確保したことにより、事業が円滑に推進した。 【②今後の取組方針:市歯科医師会との連携協力体制の確保】 ・引き続き、市歯科医師会との連携協力体制を確保し、市の実施する口腔衛生事業を円滑に推進する。	
53	保健衛生事業推進協力金(市薬剤師会)	Ⅱ－4	安心して医療を受けられる環境の充実		市が実施する保健衛生事業の円滑な推進	一般社団法人宇都宮市薬剤師会	保健衛生事業を推進する団体に対して協力金を交付	計画どおり	600	S58		【①昨年度の評価(成果や課題):保健衛生事業の円滑な推進】 ・市が実施する保健衛生事業に対して、市薬剤師会との連携協力体制を確保したことにより、事業が円滑に推進した。 【②今後の取組方針:市薬剤師会との連携協力体制の確保】 ・引き続き、市薬剤師会との連携協力体制を確保し、市の実施する保健衛生事業を円滑に推進する。	
54	健康増進事業等推進協力金(県医師会)	Ⅱ－4	安心して医療を受けられる環境の充実		健康増進事業の推進	一般社団法人 栃木県医師会	健康増進事業を推進する団体に対して協力金を交付	計画どおり	1,977	S48		【①昨年度の評価(成果や課題):健康増進事業の推進】 ・県医師会との連携協力体制を確保したことにより、健康増進事業の推進が図られた。 【②今後の取組方針:県医師会との連携協力体制の確保】 ・引き続き、県医師会との連携協力体制を確保し、健康増進事業を推進する。	
55	健康増進事業等推進協力金(県歯科医師会)	Ⅱ－4	安心して医療を受けられる環境の充実		健康増進事業の推進	一般社団法人 栃木県歯科医師会	健康増進事業を推進する団体に対して協力金を交付	計画どおり	352	S52		【①昨年度の評価(成果や課題):健康増進事業の推進】 ・県歯科医師会との連携協力体制を確保したことにより、健康増進事業の推進が図られた。 【②今後の取組方針:県歯科医師会との連携協力体制の確保】 ・引き続き、県歯科医師会との連携協力体制を確保し、健康増進事業を推進する。	
56	准看護師養成補助金	Ⅱ－4	安心して医療を受けられる環境の充実		質の高い医療従事者の養成・確保	宇都宮准看護高等専修学校	専修学校の運営に係る経費の一部を補助	計画どおり	7,600	S59		【①昨年度の評価(成果や課題):准看護師の養成・確保】 ・准看護学校の運営に要する経費の一部を補助したことにより、学校の円滑な運営につながり、質の高い准看護師の養成・確保が図られたが、その一方で、生徒数が定員を下回る状況が続いており、授業料収入が減少し、厳しい経営状況となっている。 【②今後の取組方針:准看護師の持続的な養成・確保】 ・質の高い准看護師を養成・確保していくため、補助を継続するとともに、当学校の経営予測を踏まえながら、今後の支援内容を検討する。	
57	歯科衛生士養成補助金	Ⅱ－4	安心して医療を受けられる環境の充実		質の高い医療従事者の養成・確保	宇都宮歯科衛生士専門学校	専門学校の運営に係る経費の一部を補助	計画どおり	6,000	S53		【①昨年度の評価(成果や課題):歯科衛生士の養成・確保】 ・歯科衛生士学校の運営に要する経費の一部を補助したことにより、学校の円滑な運営につながり、質の高い歯科衛生士の養成・確保が図られた。 【②今後の取組方針:歯科衛生士の更なる養成・確保】 ・質の高い歯科衛生士を養成・確保していくため、当学校が円滑に運営されるよう、継続的に支援する。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
58	健康危機管理対策事務費	Ⅱ－4	安心して医療を受けられる環境の充実		健康危機管理体制の確保・充実	健康被害が発生したあるいは発生する恐れのある事案	健康危機管理事案発生時における協力体制を強化	計画 どおり	0	H14		【①昨年度の評価(成果や課題):健康危機管理発生時の適切な対応の実施】 ・鳥インフルエンザに対しては、県と情報共有しながら、発生時の協力体制を確保した。また、健康危機の発生に備え、平時から計画的に保健所体制を整備するための「健康危機対処計画」を策定した。 【②今後の取組方針:健康危機管理体制の強化】 ・今後は、健康危機発生時に迅速かつ的確に対応できるよう、「健康危機対処計画」などを踏まえながら、職員への研修や訓練を実施する。また、鳥インフルエンザについては、引き続き、県と連携しながら、発生時の協力体制を確保する。	拡大
59	救急医療対策事務	Ⅱ－4	安心して医療を受けられる環境の充実		二次救急医療体制の維持・確保	救急告示医療機関、市医師会、消防等関係団体	救急医療対策連絡協議会の開催	計画 どおり	302	H8		【①昨年度の評価(成果や課題):円滑な二次救急医療体制の確保】 ・救急医療対策連絡協議会において、評価検証を行い、関係機関と連携し、情報を共有したことにより、円滑な二次救急医療体制の確保が図られた。 ・より一層、安定的かつ効果的な二次救急医療体制の確保に努める必要がある。 【②今後の取組方針:救急医療対策連絡協議会の継続】 ・引き続き、救急医療対策連絡協議会において、関係機関と連携し、情報を共有しながら、二次救急医療体制の維持・確保を図る。 ・市民がいつでも安心して必要な医療が受けられるよう、本市における救急医療全体の現状・課題を評価分析するとともに、関係機関等と意見交換しながら、より適切かつ円滑な運営の確保に努める。	
60	小児救急医療体制補助金	Ⅱ－4	安心して医療を受けられる環境の充実		小児救急医療体制の維持・確保	済生会宇都宮病院、NHO栃木医療センター、JCHOうつのみや病院	輪番実施日数に応じ、その運営に要する経費の一部を補助(国・県・市1/3)	計画 どおり	21,922	H14		【①昨年度の評価(成果や課題):円滑な小児救急医療体制の確保】 ・運営に要する経費の一部を補助したことにより、夜間及び休日における小児救急医療体制の確保が図られた。 【②今後の取組方針:補助の継続実施】 ・小児救急医療体制の維持・確保を図るため、引き続き、小児救急医療を担う医療機関の運営に要する経費の一部を補助する。	
61	病院群輪番制病院運営費補助金	Ⅱ－4	安心して医療を受けられる環境の充実		二次救急医療体制の維持・確保	病院群輪番制病院(済生会宇都宮病院、NHO栃木医療センター、JCHOうつのみや病院、宇都宮記念病院、NHO宇都宮病院)	輪番実施日数に応じ、その運営に要する経費の一部等を補助(国・県・市各1/3)	計画 どおり	71,880	S55		【①昨年度の評価(成果や課題):円滑な二次救急医療体制の確保】 ・運営に要する経費の一部等を補助したことにより、夜間及び休日における円滑な二次救急医療体制の確保が図られた。 【②今後の取組方針:補助の継続実施】 ・二次救急医療体制の維持・確保を図るため、引き続き、病院群輪番制病院の運営に要する経費の一部等を補助する。	
62	協力病院等運営費補助金	Ⅱ－4	安心して医療を受けられる環境の充実		二次救急医療体制の維持・確保	協力病院(7病院)、連携病院(2病院)、協力診療所(2診療所)、連携診療所(1診療所)	救急医療の運営に要する経費の一部等を補助	計画 どおり	31,110	H21		【①昨年度の評価(成果や課題):円滑な二次救急医療体制の確保】 ・病院群輪番制病院を支える協力病院等の運営に要する経費の一部を補助したことにより、円滑な二次救急医療体制の確保が図られた。 【②今後の取組方針:補助の継続実施】 ・二次救急医療体制の維持・確保を図るため、引き続き、病院群輪番制病院を支える協力病院等に対し、救急医療の運営に要する経費の一部を補助する。	
63	病院群輪番制病院設備整備費補助金	Ⅱ－4	安心して医療を受けられる環境の充実		二次救急医療体制の維持・確保	病院群輪番制病院(済生会宇都宮病院、NHO栃木医療センター、JCHOうつのみや病院、宇都宮記念病院、NHO宇都宮病院)	救急医療に必要な設備整備に要する経費を補助(国・県・市 各1/3)	計画 どおり	3,034	H21		【①昨年度の評価(成果や課題):円滑な二次救急医療体制の確保】 ・病院群輪番制病院への設備整備に要する経費の一部を補助することにより円滑な二次救急医療体制の確保が図られた。 【②今後の取組方針:補助の継続実施】 ・救急患者の治療のために必要な医療機器等を整備することは、二次救急医療体制の維持・確保を図るためには重要であることから、引き続き、病院群輪番制病院の設備整備に対し、本補助金を活用しながら支援を行っていく。	
64	協力病院等設備整備費補助金	Ⅱ－4	安心して医療を受けられる環境の充実		二次救急医療体制の維持・確保	協力病院(7病院)、連携病院(2病院)、協力診療所(2診療所)、連携診療所(1診療所)	救急医療に必要な設備整備に要する経費を補助(市・事業主体 各1/2)	計画 どおり	3,190	H22		【①昨年度の評価(成果や課題):円滑な二次救急医療体制の確保】 ・協力病院等の設備整備に要する経費に補助金を交付し、円滑な二次救急医療体制の確保が図られた。 【②今後の取組方針:補助の継続実施】 ・二次救急医療体制の維持・確保を図るため、引き続き、病院群輪番制病院を支える協力病院等に対し、救急医療に必要な設備整備に要する経費の一部を補助する。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
65	災害時医療対策事務	Ⅱ－4	安心して医療を受けられる環境の充実		災害時医療提供体制の確保	医療機関及び医療関係団体等	・災害時医療救護活動に係る訓練の実施、会議の開催 ・「市災害時医療救護活動マニュアル」の見直し	計画 どおり	1,522	H7		【①昨年度の評価(成果や課題)：円滑な災害時医療救護体制の確保】 ・医療機関とEMIS入力訓練を実施し、医療機関の被災状況などの情報を共有することで、災害時の連絡通信体制の確保が図られた。 ・今後は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時に関係機関、団体等が訓練を実施できなかったことにより、これまでのノウハウの再構築が必要であることから、災害時に医療提供体制が有効に機能するよう、実際の災害を想定した実践的な訓練を実施する必要がある。 【②今後の取組方針：医療関係団体等と連携した訓練の実施】 ・災害時医療提供体制の安定的な確保を図るため、災害対策本部と連携を強化するとともに、医療機関等と実践的な訓練を行い、必要に応じて「市災害時医療救護活動マニュアル」の見直しを進めていく。 ・DHEAT研修の受講対象者を保健師だけでなく、薬剤師や獣医師など資格職に対象を拡充していく。	拡大
66	医事・薬事監視指導事務	Ⅱ－4	安心して医療を受けられる環境の充実		・良質かつ適切な医療提供の確保 ・医薬品、医療機器、毒物劇物等の安全性の確保	・病院、診療所、助産所、歯科技工所、施術所、衛生検査所 ・薬局、店舗販売業、医療機器販売業、毒物劇物取扱施設、温泉施設	監視指導の実施	計画 どおり	1,123	H8		【①昨年度の評価(成果や課題)：医療提供体制及び医薬品等の安全性の確保、薬物乱用防止対策】 ・医療法及び医薬品医療機器等法に基づく立入検査を実施することにより、良質かつ適切な医療及び医薬品・医療機器・毒物劇物の提供体制の確保が図られた。 ・大学を含む学校等を中心とした啓発活動を、県警とも連携して実施し、薬物乱用防止対策を推進した。 【②今後の取組方針：医療施設等に対する計画的な立入検査の実施と薬物乱用防止対策の充実強化】 ・引き続き、医事・薬事関係監視指導計画に基づき、医療施設等に対する立入検査を実施し、良質かつ適切な医療及び医薬品・医療機器・毒物劇物の提供体制を確保する。 ・薬剤師会や学校、警察等関係機関と連携し、薬物乱用防止に向けた意識啓発を進める。	
67	救急医療適正受診促進費	Ⅱ－4	安心して医療を受けられる環境の充実		救急医療の適正受診の促進	市民	救急医療への理解推進に向けた救急医療の適正受診の啓発	計画 どおり	691	H8		【①昨年度の評価(成果や課題)：適正受診を普及啓発するためのイベントの開催】 ・救急受診の手引きを配布したほか、救急医療への理解を深めるため、救急の日・救急医療週間におけるイベントとして講演会を実施するなど、救急医療の適正受診に向けた普及・啓発を行った。 【②今後の取組方針：適正受診方法についての普及啓発の実施】 ・引き続き、市民に対し、救急医療の適正な受診について、消防局と連携を図り、効果的かつ効果的な普及・啓発を実施する。	
68	献血普及啓発事業	Ⅱ－4	安心して医療を受けられる環境の充実		輸血用血液の安定的な確保	市民	情報発信による市民への献血の普及啓発と献血会の支援	計画 どおり	112	S44		【①昨年度の評価(成果や課題)：献血の普及啓発】 ・献血に係る普及・啓発を行うとともに、自主的かつ組織的に献血を推進する各献血会の取組を支援した。 【②今後の取組方針：献血の普及啓発と献血団体の支援】 ・輸血用血液を安定的に確保するため、引き続き、市民の理解と協力が得られるよう献血の普及・啓発を行うとともに、各献血会の取組を支援する。	
69	生活困窮者自立相談支援事業	Ⅱ－5	安心して暮らせる福祉基盤の充実	好循環P	複合的な課題を抱える生活困窮世帯に対する困窮状態からの早期脱却に向けた支援による自立の促進	生活困窮世帯	・自立相談支援窓口の設置 ・専門の相談支援員による自立に向けた包括的かつ継続的な支援	計画 どおり	49,000	H26		【①昨年度の評価(成果や課題)：生活困窮世帯への自立に向けた支援】 ・本人の就労意思を踏まえて作成した個別の支援プランに基づき、関係機関が連携を図り包括的かつ継続的な支援に取り組み、生活困窮状態からの早期脱却を図ることができた。 ・令和3年度までは、コロナ禍の影響により新規相談件数が急増していたが、国による感染症対策や経済対策の実施により雇用情勢が持ち直し、新規相談件数等が減少したものと考えられる。 ・生活困窮世帯に対する訪問や関係機関への同行の機会を増やすなど支援体制強化のため、令和5年度からアウトリーチ支援員を2名増員し4名体制とした。 ・生活困窮世帯が相談窓口がわからず困ることの無いように、窓口案内チラシを作成し関係窓口で配布したほか、市ホームページ上での案内掲載を行い、生活困窮者支援制度の周知を幅広く行った。 ・相談窓口に来所することができない生活困窮世帯に対して、4名のアウトリーチ支援員が661件の訪問や関係機関への同行などの支援を行い、包括的かつ継続的な支援を行った。 ・引き続き、雇用情勢と生活困窮世帯の動向に注視し、就労支援や住居確保給付金の活用などに繋がるよう引き続きハローワークと連携するとともに、アウトリーチ支援員の活用などにより生活困窮世帯を早期に相談窓口に繋げる必要がある。 【②今後の取組方針：関係機関と連携した包括的且つ継続的な支援の実施】 ・生活困窮世帯の抱える複合的な問題を解消する支援を行うため、庁内各課はもとより関係機関等とも連携強化を図る。また、生活困窮者支援制度理解促進のため、更なる周知を図る。 ・ハローワークと連携した継続的な支援に取り組むとともに、アウトリーチ支援員の積極的な活用により、生活困窮世帯に対して相談窓口利用を促し、自立に必要な包括的かつ継続的な支援に努める。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
70	生活保護受給者等就労自立促進事業(ハローワークとの一体的実施事業)	Ⅱー5	安心して暮らせる福祉基盤の充実	好循環P	栃木労働局との協定のもと、本市とハローワークの連携協力体制による早期就労自立の促進	早期就労可能な以下の者 ・生活保護受給者 ・児童扶養手当受給者 ・住居確保給付金受給者 ・生活困窮者自立相談支援事業の支援決定者	・市役所に設置するハローワークの常設窓口等における職業相談、職業紹介 ・ハローワーク職員、本市のケースワーカー、就労促進指導員等の連携体制による早期就労に向けた支援	計画どおり	—	H25		【①昨年度の評価(成果や課題):生活保護世帯等の状況に応じた就労支援の実施】 ・対象者が早期に就労し、自立した生活を可能にするため、「みやハローワーク就労支援コーナー」の機能を活かし、ハローワークの就職支援ナビゲーター、本市のケースワーカー、就労促進指導員等がそれぞれの役割のもとで切れ目のない支援に取り組んだことにより、多くの対象者を早期の就労につなげることができた。 ・みやハローワークで作成した「しごと応援カード」を関係窓口(住宅政策課、消費生活センター等)で配布し、対象者とみやハローワークを繋げる機会づくりに努めた。 ・雇用情勢に注視しつつ、就労指導員やケースワーカーなどによる伴走型支援を積極的に実施することが必要である。また、就労後についても職場への定着を図るため、継続的な職場定着支援が必要である。 【②今後の取組方針:継続的な就労支援及び職場定着支援の実施】 ・ハローワークなどの関係機関との連携を維持したうえで、経済活動の回復状況を見極めつつ、効果的な就労支援の継続に努める。 ・現在の支援体制を維持し、ハローワークとの一体的実施事業の推進により就労を促進するとともに、対象者が就労した後も定期的に状況の聞き取りや助言を行い、職場へ定着できるようフォローアップに努める。	
71	生活保護受給者等への就労準備支援事業	Ⅱー5	安心して暮らせる福祉基盤の充実	好循環P	就労意欲の喚起等が必要な者への早期就労自立の促進	就労未経験や長期未就労など直ちに一般就労を目指すことが困難である以下の者 ・生活保護受給者 ・生活困窮者	・個別カウンセリングの実施 ・日常生活習慣の改善支援や、ボランティア活動への参加等による社会的能力の習得 ・就労体験やセミナーの実施による就職活動に向けた知識やスキルの習得 ・個別求人開拓支援 ・家計収支について指導する家計改善支援	計画どおり	20,038	H25		【①昨年度の評価(成果や課題):生活保護世帯等の状況に応じた就労準備支援の実施】 ・就労未経験や長期未就労などの理由により、直ちに就労する事が困難な対象者の就職と自立を促すため、民間事業者が持つ様々なノウハウや幅広いネットワークを活用し、ボランティア活動や就労体験を通じて、社会人として必要となる知識や経験の習得に繋がった。また、適切な金銭管理を目的とした家計改善支援に取り組み、経済的社会的な自立に向けた準備を図った。 ・就労準備支援を幅広く実施していくためには、ボランティア活動や就労体験など、社会性やコミュニケーション能力を身に付けられるメニューの充実が重要であることから、民間事業者やNPO団体などに働きかけ、協力事業者の拡大を図った。 ・令和4年度より実施している、遠方までの外出が困難な対象者への出張カウンセリングの出張箇所を増やすなど、利用の促進を図った。 ・本事業は、就労経験が無い、若しくは就労経験が浅い者の就労を目指すものであるため、個々の状況に応じた支援を継続することが必要である。 【②今後の取組方針:効果的な支援プログラムの活用】 ・個々の支援プログラムに基づき、対象者が生活困窮状態から脱却し自立した生活を送れるよう、計画的かつ継続的な支援に取り組む。 ・新たな協力企業や団体を開拓し、ボランティア活動や就労体験メニューのさらなる拡充を図る。	
72	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	Ⅱー5	安心して暮らせる福祉基盤の充実	好循環P	生活困窮者(支援対象者)の早期発見及び地域活動や就労体験の場(地域資源)の開拓を通じて、双方を結びつけることによる自立促進及び地域活性化の支援	・生活困窮世帯(支援対象者) ・地域活動の参加者や働き手を求めている地域住民や団体、地元企業やNPO法人等(地域資源)	・関係機関等への事業周知 ・生活困窮者の早期把握と支援策の検討 ・地域資源の掘り起こし ・生活困窮者と地域資源とのマッチングによる自立に向けた支援	計画どおり	3,101	R5		【①昨年度の評価(成果や課題):生活困窮者の自立に向けた支援】 ・河内・上河内地区内の地域機関団体を中心とした事業説明により、本事業の実施を周知した。 ・催事などの地域活動や就労体験など、支援対象者を受け入れることができる活動の場を開拓するため、案内リーフレットの配布や事業所・団体への訪問を行った結果、複数の事業所から受け入れ可能との結果を得た。(8事業所) ・地域包括支援センターや地区市民センター(保健師等)・自治会長・民生委員に支援対象者となりうる方について情報提供を依頼し、5人の支援対象者の情報提供を受けた。 ・事業実施初年度のため、制度の周知活動を広く実施したことにより、地域資源の確保及び支援対象者の情報提供を受けることができた。今後はマッチングの更なる促進に向けて、さまざまな分野における地域資源の受け皿の拡大を図るとともに、支援対象者については、掘り起こしに努めるほか、アプローチ方法を検証し、効果的な手法を検討する必要がある。 【②今後の取組方針:支援者と地域資源のマッチングによる地域の活性化の促進】 ・自治会・包括支援センター等と連携し、支援対象者について情報収集を行うほか、チラシ配布や相談会実施など支援対象者や周辺住民等へ本事業に係る情報提供を行っていく。 ・支援対象者を早期、随時に発見できるよう、引き続き関係機関、団体と連携し、事業内容を周知するなど、関係性を強化していく。 ・支援対象者への訪問等を継続し、悩みごとについて相談してもらえる関係を構築していく。 ・支援対象者及び地域資源へ活動の参加・受け入れに係るアンケート調査を実施し、得られた情報から事業実施手法の見直しを行う。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
73	災害時要援護者支援事業	Ⅱ－5	安心して暮らせる福祉基盤の充実		要援護者に対し、日頃からの声かけ・見守り活動を行うとともに災害発生時に迅速かつ的確に避難誘導等を行う地域における支援体制の整備	自力で避難することが困難で避難支援を希望する方(要援護者)	・制度の理解促進及び災害時要援護者台帳の更新 ・未設置地区における地区支援班の設置 ・災害時要援護者台帳の整備	計画 どおり	1,306	H19		【①昨年度の評価(成果や課題):制度の理解促進】 ・説明会の実施や台帳更新に取り組み、各地域における制度理解や台帳の安定的な運用を促進した。 ・より地域との連携を深め、全地区への支援班の設置や円滑な台帳整備、防災訓練での要援護者の参加などを通して、支援体制の実効性を高める必要がある。 【②今後の取組方針:要援護者に対する支援体制の整備】 ・災害時要援護者支援制度の手引きや補償制度等を活用しながら、地区の状況に応じて制度の理解促進を図り、制度への参入を促進する。 ・地域における要援護者の対応を想定した訓練の実施に向け、要援護者体験用装具の活用や要援護者の総合防災訓練等への参加を促す取組を推進するとともに、個別避難計画の策定を推進し、より実効性のある制度に向けて検討を進める。	
74	民間福祉避難所情報伝達体制整備	Ⅱ－5	安心して暮らせる福祉基盤の充実		災害時における高齢者や障がい者等の安全で安心な生活環境の確保	民間福祉避難所(高齢者・障がい者施設)	MCA無線機の配備による災害時の連絡体制を強化	計画 どおり	1,456	H24		【①昨年度の評価(成果や課題):MCA無線機による通信訓練の実施】 ・民間福祉避難所協力施設に対して、MCA無線機の操作訓練や個別通信訓練を実施し、災害時における高齢者や障がい者等の安全で安心な生活確保に向けた連絡体制の強化を図ることができた。 【②今後の取組方針:民間福祉避難所との情報伝達体制の維持】 ・災害発生時に、民間福祉避難所協力施設が要援護者や物資を迅速かつ円滑に受け入れられるよう、通信訓練等を実施し、情報伝達体制を維持していく。	
75	やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり公共的施設整備費補助金	Ⅱ－5	安心して暮らせる福祉基盤の充実		公共的施設のバリアフリー化の推進	市内で公共的施設の改修を行う事業者等	補助対象整備箇所(傾斜路・手すり・エレベーター・便所)の整備費の一部を補助	計画 どおり	333	H12		【①昨年度の評価(成果や課題):補助の実施によるバリアフリー化の推進】 ・公共的施設の整備費の一部補助を実施することにより、施設のバリアフリー化を着実に推進するため、補助制度の更なる活用に向けて、関係機関等への制度周知を図ることができた。 ・補助の実績がないことを踏まえ、効果的な周知方法を検討する必要がある。 【②今後の取組方針:ニーズを踏まえた制度の見直し】 ・バリアフリー化をさらに推進するため、事業者等のニーズを踏まえ、補助金制度等の見直しを検討していく。	
76	市有施設のバリアフリーの推進	Ⅱ－5	安心して暮らせる福祉基盤の充実		市有施設のバリアフリー化の推進	市民	市有施設のバリアフリー化推進	計画 どおり	0	H13		【①昨年度の評価(成果や課題):バリアフリー設備の整備】 ・市内小学校体育館において、多目的トイレやスロープの設置など、バリアフリー化のための改修を実施した。 ・男性用トイレへのサンタリーボックスについては、市有施設での設置が進み、ホームページ等で周知啓発を行ったことにより、外出しやすい環境づくりを整備することができた。 【②今後の取組方針:バリアフリーに対応した市有施設の整備】 ・市有施設のバリアフリー化の更なる推進のため、今後も施設所管課と連携しながら、バリアフリーに対応した市有施設の整備に取り組む。	
77	苦情解決事業	Ⅱ－5	安心して暮らせる福祉基盤の充実		福祉サービスに関する苦情の解決	福祉サービス利用者等	苦情の相談対応	計画 どおり	37	H15		【①昨年度の評価(成果や課題):苦情解決体制の適切な運用】 ・関係各課と苦情についての情報共有を図るなど苦情解決体制の適切な運営に努め、苦情解決システムの相談には至らなかった。 【②今後の取組方針:継続した苦情解決体制の適切な運用】 ・引き続き、市が提供する福祉サービス等への苦情に対応するため、「福祉サービス等に係る苦情解決システムに関する会議」の構成員である庁内関係課職員や第三者委員と連携し、苦情解決体制を適切に運用していく。	
78	民生委員活動等に対する支援	Ⅱ－5	安心して暮らせる福祉基盤の充実		民生委員活動の遂行に必要な知識及び技術の習得や民生委員児童委員協議会の地域福祉活動の推進	民生委員児童委員協議会	民生委員児童委員協議会の事業に要する経費の一部を補助	計画 どおり	73,844	S29		【①昨年度の評価(成果や課題):知識や技術の習得及び地域福祉活動の推進】 ・全体研修会の実施を通して、民生委員活動の遂行に必要な知識及び技術の習得を図り、地域福祉活動の推進に取り組むことができた。 ・委員の高齢化や新たな担い手の不足により、充足率96.2%と欠員が生じている。 【②今後の取組方針:活動支援の継続実施】 ・民生委員活動の遂行に必要な知識及び技術の習得を図るとともに、地域福祉活動の推進のために、引き続き、民生委員児童委員協議会の事業を支援していく。 ・欠員が生じている地区において、各地区の実情に応じ、地区民児協等と連携しながら制度周知を実施する。	
79	社会を明るくする運動	Ⅱ－5	安心して暮らせる福祉基盤の充実		犯罪や非行のない明るい社会の実現	市民	啓発運動の実施	計画 どおり	90	S57		【①昨年度の評価(成果や課題):関係団体と連携した啓発運動の実施】 ・宇都宮保護区保護司会や宇都宮更生保護女性会などの関係団体と連携しイベントを行った。また、啓発パネル展等で周知啓発活動を実施することにより、犯罪や非行のない明るい社会の実現に向けた啓発を図った。 【②今後の取組方針:事業の継続実施】 ・犯罪や非行のない明るい社会の実現のため、引き続き、関係団体と連携を図り、啓発運動を実施する。また市再犯防止推進計画についても、庁内関係各課と連携を図り、内容の改定を行う。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
80	宇都宮保護区保護司会補助金	Ⅱ－5	安心して暮らせる福祉基盤の充実		保護司による保護観察、更生保護並びに犯罪予防活動の円滑化	宇都宮保護区保護司会	宇都宮保護区保護司会の活動に要する経費の一部を補助	計画どおり	1,580	H25		【①昨年度の評価(成果や課題)：保護司の諸活動に要する経費の補助】 ・宇都宮保護区保護司会の更生保護相談等の推進を図るため、保護観察や犯罪予防活動など、地域に根ざした様々な活動を行っており、各種活動に要する経費の一部を補助することにより、諸活動の円滑な推進に一定資することができた。 【②今後の取組方針：補助の継続実施】 ・保護司による保護観察、更生保護並びに犯罪予防活動など、地域に根ざした活動の円滑化を図るため、引き続き、宇都宮保護区保護司会の活動に要する経費の一部を補助していく。	
81	宇都宮更生保護女性会補助金	Ⅱ－5	安心して暮らせる福祉基盤の充実		更生保護及び非行防止活動の円滑化	宇都宮更生保護女性会	宇都宮更生保護女性会の活動に要する経費の一部を補助	計画どおり	110	H25		【①昨年度の評価(成果や課題)：更生保護女性会の諸活動に要する経費の補助】 宇都宮更生保護女性会は、女性の立場から、更生保護事業の推進を図るため、ミニ集会の開催や青少年の健全育成活動など、地域に根ざした活動の経費の一部を補助することにより、更生保護及び非行防止活動の円滑な推進に一定資することができた。 【②今後の取組方針：補助の継続実施】 ・更生保護及び非行防止活動など、地域に根ざした活動の円滑化を図るため、引き続き、宇都宮更生保護女性会の活動に要する経費の一部を補助していく。	
82	社会福祉施設等指導監査	Ⅱ－5	安心して暮らせる福祉基盤の充実		社会福祉法人・施設の適切な運営の確保と業務運営水準の向上	市内の社会福祉法人等	社会福祉法人等に対する指導監査	計画どおり	135	H9		【①昨年度の評価(成果や課題)：計画的な指導監査の実施】 ・定期的な指導監査について、年間計画に基づき、効率的かつ効果的に実施し、法人・施設の適切な運営の確保と業務運営水準の向上を図った。 【②今後の取組方針：社会福祉法人・施設の運営水準の向上】 ・引き続き、効果的・効率的に指導監査を実施しながら、法人・施設の適切な運営の確保と業務運営水準の向上を図る。	
83	障がい福祉サービス事業者指導監督	Ⅱ－5	安心して暮らせる福祉基盤の充実		障がい福祉サービス事業所の適切な運営の確保と業務運営水準の向上	市内の障がい福祉サービス事業者	障がい福祉サービス事業者に対する指導及び監査	計画どおり	2,669	H24		【①昨年度の評価(成果や課題)：計画的な実地指導の実施及び巡回支援指導との連携】 ・定期的な実地指導について、年間計画に基づき、効率的かつ効果的な実施に加え、事前通告を行わない巡回支援指導との連携により、障がい福祉サービス事業者の質の確保・向上を図った。 ・県と合同で実施している集団指導については、市ホームページにて関係資料を掲載する方法で実施し、障がい福祉サービス事業者への県内統一的な質の維持確保に繋げた。 【②今後の取組方針：障がい福祉サービス事業者の運営水準の向上】 ・引き続き、効果的に実地指導と巡回支援指導を実施しながら、障がい福祉サービス事業者の質の確保・向上を図る。 ・県との連携を図りながら、デジタル技術を活用し、引き続き、障がい福祉サービス事業者への関連情報の周知・啓発に取り組む。	
84	介護事業者指導監督	Ⅱ－5	安心して暮らせる福祉基盤の充実		介護サービス事業所の適切な運営の確保と業務運営水準の向上	市内の介護サービス事業者	介護サービス事業者に対する指導及び監督	計画どおり	2,753	H20		【①昨年度の評価(成果や課題)：計画的な運営指導の実施・巡回支援指導との連携】 ・定期的な運営指導や事前通告を行わない巡回支援指導については、計画に基づき着実に実施することで介護サービス事業者の質の確保・向上を図った。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度～令和4年度において計画的に運営指導が実施できなかったことや、市内の事業所数が増加傾向にあることから、「指導指針」に定める期間での実施が難しくなっている。 ・国においては、介護サービス事業所・自治体の双方の文書負担を軽減するため、オンラインを活用した電子申請・届出システムの運用を開始しており、本市においても早期に導入する必要がある。 【②今後の取組方針：介護サービス事業所の運営水準の向上】 ・効率的かつ効果的な運営指導と巡回支援指導を計画的に実施しながら、介護サービス事業者の質の確保・向上を図る。 ・内部通報等に迅速に対応し、法令遵守の徹底を図る。 ・県と協調しながら国の電子申請・届出システムを導入し、介護事業所の事務負担の軽減や行政手続きの利便性向上を図る。	拡大

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
85	介護施設整備費等補助金	Ⅱ－5	安心して暮らせる福祉基盤の充実		地域密着型サービス事業所等の整備促進	市内で地域密着型サービス事業所等の整備を行う法人	施設整備及び施設の防災・減災に資する設備等並びに開設準備に要する費用の一部助成	計画 どおり	353,940	H19	独自性	【①昨年度の評価(成果や課題)：介護サービス提供基盤の整備促進】 ・高齢者施設等の設備整備については、事業者に対し意向調査を行い、ニーズを把握しながら計画的に整備促進を図った。 ・施設整備については、第8期介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度)に基づき、認知症対応型共同生活介護に対する未整備圏域への参入促進を図るため、募集方法の見直しを行い公募を実施したが、応募がなかった。 ・認知症対応型共同生活介護の未整備圏域へ整備促進を図るため、第9期介護保険事業計画の策定に併せ、募集条件等の見直しを検討する必要がある。 【②今後の取組方針：介護サービス提供基盤の更なる安定化】 ・高齢者施設等の設備整備については、事業者へ交付金事業の周知及び活用を図りながら、介護サービス提供基盤の更なる安定化を目指す。 ・第9期介護保険事業計画の整備目標数が達成できるよう、経済情勢等を踏まえ、周知期間や工期を十分設け、また、事業者の参入促進に繋がるよう募集要件の見直しを行い、着実な施設整備を推進する。	
86	相談支援事業	Ⅱ－5	安心して暮らせる福祉基盤の充実	好循環P 戦略事業	包括的相談支援体制の充実	市民	市民の保健福祉に関する相談を丸ごと受け止め、必要な支援機関につなぐ。	計画 どおり	155	R5		【①昨年度の評価(成果や課題)：包括的相談支援体制の構築・運用】 ・地域包括支援センター(25か所)と地域保健福祉拠点(5か所)に「保健と福祉のまるごと相談窓口エールU」(以下「エールU」)を設置し、保健と福祉に関する相談を受け止め、内容に応じて適切な専門の相談支援機関や多機関協働事業者につなぐ体制を構築した。 ・市民や相談支援機関などを対象に、ホームページや広報紙への情報掲載、お知らせチラシの配布、のぼり旗の設置、説明会の開催など、あらゆる手法を用いて周知に取り組んだことにより、エールUの認知向上が図られた。 ・一方、「エールUが全ての相談をその場で解決できる」など、エールUの役割の認識不足が一部に見受けられることから、正しい知識に基づく理解促進を図る必要がある。 【②今後の取組方針：包括的相談支援体制の利用促進・理解促進】 ・より多くの市民にエールUを利用してもらえるよう、引き続き、様々な媒体・手法を用いて、広くエールUを周知していく。 ・また、エールUの役割を記載したチラシを窓口や第2層協議体の場などで配布するほか、あらゆる場面を捉えて事業説明を積み重ねていくことにより、正しい知識に基づく理解促進に取り組んでいく。	改善
87	多機関協働事業	Ⅱ－5	安心して暮らせる福祉基盤の充実	好循環P 戦略事業	包括的支援体制の充実	市民 事業者	複数の分野を横断した総合的な支援のコーディネートを行うとともに、「重層的支援会議・支援会議」の開催し、支援関係機関等の役割分担を図る。	計画 どおり	15,887	R5		【①昨年度の評価(成果や課題)：多機関協働による包括的な支援体制の構築】 ・8050問題やひきこもりなど複雑・複合化した問題があるケースに対して、課題の解きほぐしや調整、多分野の関係機関をマネジメントし、関係機関と連携した支援を行うことができた。 ・複雑・複合化した問題を抱えるケースの早期発掘・早期支援に向けた、より適切な後方支援を行えるよう、相談しやすい関係を構築する必要がある。また、複雑・複合化した問題を抱えるケースに、より適切に対応できるよう、対応力の強化を図る必要がある。 【②今後の取組方針：多機関協働による確実な支援の実施】 ・市内25か所の保健と福祉のまるごと相談窓口や5か所の障がい者生活支援センター等との意見交換等を実施し、関係構築を行いながら、複雑・複合化した問題を抱えるケースを早期に支援につなげる。また、エールUの職員対象に事例検討などの研修会を実施することで、多機関協働事業に該当するケースの理解を深め、支援方法のスキル等を身につける。 ・多機関協働事業担当者会議等での事例の情報共有やケーススタディなど研修会を実施し、多機関協働事業者の対応力の向上を図ることにより、多分野の関係機関と連携しながら伴走型の支援を行っていく。	
88	認知症総合支援事業	Ⅱ－5	高齢期の生活の充実	好循環P 戦略事業	医療・介護・福祉が連携した認知症ケア体制の充実	医療・介護従事者、市民(認知症の疑いのある方など)	・医療や介護が緊密に連携した切れ目のないケア体制の充実 ・認知症の早期発見や相談支援の推進	計画 どおり	5,987	H20		【①昨年度の評価(成果や課題)：認知症の本人・家族に対する相談機会の充実】 ・認知症サロンにおいて、クリスマス会や子ども向けの学習教室などの地域に根差したイベントを開催しながら、地域住民への積極的な事業周知に取り組んだことにより、着実に利用者が増加している。 ・また、もの忘れ相談会においては、地域別データ分析で認知症リスクの高い傾向があった地域での開催を継続し、認知症の本人の不安や家族の悩みなど、それぞれの地域における幅広い相談ニーズに応じることができている。 ・認知症の人やその家族が地域の中で自分らしい生活を送れるよう、引き続き、地域における相談機会の充実や、身近なところで集まれ、交流できる場の充実に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針：認知症サロンの拡充及び多様な相談機会の提供】 ・より多くの認知症に不安を抱える本人・家族が気軽に相談できるよう、もの忘れ相談会の開催地域や開催施設を工夫するなど、多様な相談機会の提供に取り組む。 ・令和6年4月から新たに認知症サロンを運営する白澤病院とJCHOうつのみや病院との連携を図り、既存のサロンを含め、市民へ広く周知を図るなど、円滑な実施に向けた支援に取り組んでいく。	拡大

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
89	認知症周知啓発事業	Ⅱ－5	高齢期の生活の充実	好循環P 戦略事業	認知症の正しい理解 に向けた周知啓発の 推進	市民(認知症の本人 や家族を含む)	市民一人ひとりが認知 症に対する理解を深め るための周知啓発	計画 どおり	974	H20		【①昨年度の評価(成果や課題):認知症の方を支える地域づくりの推進】 ・認知症サポーター(認知症の方を温かく見守る応援者)については、認知症サロンで受講者を募り養成講座を開催するなど、企業、団体等に所属していない方も受講することができるようになり、着実にサポーター数を増やしている。 ・認知症パートナー(具体的な支援活動の実践者)については、家族の会のイベントにおける認知症の方の補助や、認知症グループホームにおけるボランティア活動へのマッチングなど、地域での支援活動につなげている。 ・地域共生社会の構築に向け、認知症サポーターや認知症パートナーがそれぞれの立場で認知症の方を支えることができる地域づくりの推進が図れるよう、認知症パートナーについては、デジタルを活用した活動先とのマッチングなど、効率的に活動へとつなぐ仕組みづくりに取り組む必要がある。 【②今後の取組方針:認知症の方を地域で支える支援の実施】 ・認知症パートナーが中心となり、認知症サポーターを始めとする地域住民が協力して認知症の方に寄り添った支援を行うことができるよう、認知症サポーターや認知症パートナーの活動を周知するとともに、試行的にSNSを活用して認知症パートナーと活動先とのマッチングを図るなど、効率的に活動へとつなぐ仕組みづくりに取り組む。	改善
90	認知症事故救済制度	Ⅱ－5	高齢期の生活の充実	好循環P 戦略事業	認知症が原因の事故 に対する市民の経済的 負担の低減	市民(認知症の本人 や家族を含む)	認知症を原因とする事 故の損害の補償に係る 保険制度	計画 どおり	9,276	R5		【①昨年度の評価(成果や課題):認知症事故救済制度の導入】 ・認知症事故救済制度については、介護保険の被保険者のうち「一定のリスク保有者」は申請不要で加入となるほか、「見守りグッズ」の申請者も加入できるようにしたことで、加害の際に保険に加入していないケースを最小限にする仕組みとして制度設計し、令和5年8月から導入することができた。 ・事業内容については、保険加入者となる認知症の方やその家族への理解促進を図るとともに、事故の相手方には誰もがりえることから、広く市民への事業の周知にも取り組む必要がある。 【②今後の取組方針:認知症事故救済制度の継続実施】 ・市の広報紙への掲載や地域、関係団体へ説明会を行うなど、積極的な周知に取り組みながら引き続き事業を実施していく。	
91	ひとり暮らし高齢者等の安心ネットワーク事業	Ⅱ－5	高齢期の生活の充実		地域の見守りと支援 体制の充実	概ね70歳以上のひと り暮らし高齢者等	・地域による見守り ・地域包括支援センター による安否確認	計画 どおり	ケア会議 1,940 安否確認 529	H15		【①昨年度の評価(成果や課題):ひとり暮らし高齢者調査と見守りの実施】 ・ひとり暮らし高齢者を把握するための調査について、新型コロナウイルス流行前と同様に訪問調査により実施した。得られた情報は民生委員や地域包括支援センターと情報共有し、見守りや安否確認につなげることができた。また、見守りが必要な方に対しては、地域ケア会議(見守り活動会議)において見守り体制等について話し合い、地域による見守りや地域包括支援センターによる安否確認を実施したことにより、支援体制の充実が図られた。 【②今後の取組方針:見守り対象者の把握と地域による見守りの継続実施】 ・令和6年度においては、3年に1度の悉皆調査(全数調査)を実施するため、市民生委員児童委員協議会等での丁寧な説明を行い、円滑に調査が実施できるようにする。 ・見守り対象者の把握のため、民生委員等による訪問調査を実施し、民生委員や地域包括支援センターと連携し、対象者の効率的な把握に努める。 ・高齢者に対する地域の見守り等の支援を充実するため、民生委員や地域包括支援センターと連携し、地域の実情や対象者の状況に応じた見守りを実施していく。	
92	高齢者等ホームサポート事業	Ⅱ－5	高齢期の生活の充実		高齢者等の在宅にお ける自立支援	生活保護・所得税 非課税世帯で、介護 保険の認定を受けて いる65歳以上の高 齢者、障がい者及び これに準ずる者で構 成される世帯の当該 高齢者等	軽易な日常生活の支 援を通常の1割の料 金で提供	計画 どおり	12,197	H14		【①昨年度の評価(成果や課題):事業周知と適正なサービスの提供】 ・広報紙やホームページにおいて事業の周知を行いながら、受託者や包括支援センターと連携を図り、適正にサービスを提供することで、在宅高齢者の自立支援が図られた。 【②今後の取組方針:事業周知と適正なサービス提供の継続実施】 ・在宅高齢者の自立支援のため、引き続き、受託者等と連携を図りながら、事業の周知を実施するとともに、支援が必要な高齢者に対して適正なサービスを提供していく。	
93	紙おむつ購入費支給事業	Ⅱ－5	高齢期の生活の充実		・介護サービスの充 実 ・介護サービス利用 者の負担の軽減	在宅で要介護1以上 の認定を受けた紙 おむつ利用者	・利用者の申請に基づ き、5,500円／月を限 度に紙おむつ購入費 の9割、8割または7 割を支給 ・支給方法:紙おむ つ宅配(受領委任払い) 及び償還払い	計画 どおり	199,506	H12		【①昨年度の評価(成果や課題):介護サービス利用者の負担軽減】 ・広報紙等により事業周知を行い、紙おむつ購入費の支給件数が増加するなど、介護サービス利用者の負担軽減を図ることができた。 【②今後の取組方針:事業の推進】 ・在宅の要介護者の負担軽減を図るため、引き続き、広報紙等により周知を図りながら事業を実施していく。	
94	低所得者利用者負担対策事業 (扶助費)	Ⅱ－5	高齢期の生活の充実		介護サービス利用者 の負担の軽減	介護保険サービスの 利用者負担軽減制度 を適用する社会福祉 法人	社会福祉法人利用者 負担軽減額の一部助 成	計画 どおり	1,053	H12		【①昨年度の評価(成果や課題):低所得者の利用者負担軽減】 ・広報紙等を活用した市民への周知等を行うとともに、介護サービスの利用者負担の軽減を行った社会福祉法人への助成により、低所得者に対する利用者負担の軽減を図ることができた。 【②今後の取組方針:事業の推進】 ・引き続き、低所得者が必要な介護サービスを利用することができるよう、市民に周知を図るとともに、未実施である社会福祉法人に対する事業実施の勧奨を行っていく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
95	軽費老人ホーム利用料補助金	Ⅱ－５	高齢期の生活の充実		高齢者の多様な住まいの支援	軽費老人ホーム(ケアハウス)を設置・運営する社会福祉法人	軽費老人ホーム入所者の負担軽減を図るため利用料の一部を社会福祉法人に対して補助	計画 どおり	212,340	H8		【①昨年度の評価(成果や課題):低所得高齢者等の負担軽減】 ・軽費老人ホームの運営法人に対して、入所者の利用料の補助を実施することにより、主に低所得の高齢者等の負担の軽減を図ったところであり、高齢者の安定的な居住場所の確保に向け、継続的な事業実施が必要である。 【②今後の取組方針:低所得高齢者等の負担軽減補助の継続実施】 ・高齢者等が安心して自立した生活ができる居住を確保するため、引き続き、事業を実施し、低所得の高齢者等の負担の軽減を図っていく。	
96	老人福祉施設産休等代替職員雇用費補助金	Ⅱ－５	高齢期の生活の充実		介護を担う人材の支援	当該補助事業の申請可能な市内軽費老人ホーム(4施設)	老人福祉施設における代替職員の雇用費を助成	計画 どおり	0	H8		【①昨年度の評価(成果や課題)老人福祉施設への事業周知】 ・老人福祉施設が適切に補助金を活用できるよう、対象施設へ電話連絡するなど、事業の周知とともに利用の促しなどをしたが実績は無かった。必要に応じて活用されるよう、引き続き、施設に対して事業の周知や声かけ等を行っていく必要がある。 【②今後の取組方針:補助制度の継続実施】 ・老人福祉施設における適正なサービスの維持や労働観環境の充実等を図るため、事業を継続し、対象施設への働きかけを行っていく。	
97	高齢者無料入浴券交付事業	Ⅱ－５	高齢期の生活の充実		高齢者の保健衛生と健康保持	自宅に入浴施設がない70歳以上の高齢者	無料入浴券の交付(年間最高60枚)	計画 どおり	747	S50		【①昨年度の評価(成果や課題):事業周知と適正なサービスの提供】 ・実施公衆浴場や広報紙による事業周知を行いながら、自宅に入浴設備がない高齢者へ入浴券を交付したことにより、高齢者の保健衛生と健康保持が図られた。 【②今後の取組方針:事業周知と適正なサービス提供の継続実施】 ・高齢者の保健衛生と健康保持のため、引き続き、実施公衆浴場等との連携を図りながら事業の周知を行い、必要な高齢者にサービスを提供していく。	
98	福祉入浴援助事業補助	Ⅱ－５	高齢期の生活の充実		高齢者の閉じこもり防止や交流機会の拡大	概ね65歳以上の虚弱な高齢者等に対し、福祉入浴を実施する公衆浴場経営者	福祉入浴援助事業を行う公衆浴場経営者への運営費の補助	計画 どおり	1,080	H9		【①昨年度の評価(成果や課題):補助の実施】 ・実施公衆浴場の運営費を補助したことにより、高齢者の閉じこもり防止や交流機会の拡大につながった。 【②今後の取組方針:補助の継続実施】 ・高齢者の閉じこもり防止や交流機会の拡大を図るため、引き続き、実施公衆浴場へ運営費を補助していく。	
99	緊急通報システム	Ⅱ－５	高齢期の生活の充実		高齢者の緊急時の対応と通常時の健康相談等の提供	在宅の概ね65歳以上の虚弱なひとり暮らし等高齢者等	緊急通報装置を設置し、緊急時には消防への通報を行うとともに、日常時は健康相談・安否確認等を行う。	計画 どおり	9,142	H元		【①昨年度の評価(成果や課題):適正なサービスの提供】 ・緊急通報装置を設置することにより、ひとり暮らし高齢者等に対する緊急時の対応や日常的な相談、定期的な状況確認につながった。 【②今後の取組方針:適正なサービス提供の継続実施】 ・ひとり暮らし等高齢者の安全確保を図るため、引き続き、緊急通報装置を設置していく。	
100	日常生活用具給付貸与事業	Ⅱ－５	高齢期の生活の充実		高齢者のニーズに応じた福祉サービスの提供	概ね65歳以上の在宅の高齢者(所得制限又は自己負担あり)	日常生活用具(火災警報器、自動消火器、電磁調理器、老人用電話、シルバーカー、補聴器)の給付・貸与	計画 どおり	1,751	S47		【①昨年度の評価(成果や課題):事業周知と適正なサービス提供】 ・地域包括支援センターやケアマネージャー等と連携を図りながら事業の周知や日常生活用具の給付等を行うことにより、在宅高齢者の日常生活の充実につながった。 【②今後の取組方針:事業周知と適正なサービス提供の継続実施】 ・在宅高齢者が安心して自立した生活が送れるよう、引き続き、地域包括支援センター等の関係機関と連携を図りながら事業の周知を行い、必要な高齢者に適切なサービスを提供していく。	
101	はり・きゅう・マッサージ施術料の助成事業	Ⅱ－５	高齢期の生活の充実		高齢者のニーズに応じた福祉サービスの提供	70歳以上の高齢者等	年間最高18枚のはり・きゅう・マッサージ施術料助成券(1枚千円)を交付	計画 どおり	63,040	H2		【①昨年度の評価(成果や課題):事業周知と適正なサービス提供】 ・事業者と連携を図るとともに、事業周知や助成券を交付することで、高齢者の健康で自立した生活の充実につながった。 ・令和5年度までの助成券は利用者自身が券面に受給者受給者番号を記入していたが、令和6年度更新対象者については、あらかじめ印字した上で令和6年3月末に発送し、利用者の負担軽減による市民サービスの向上を図った。 【②今後の取組方針:事業周知と適正なサービス提供の継続実施】 ・高齢者が健康で自立した生活を送れるよう、引き続き、事業者と連携を図りながら事業の周知を行い、必要な高齢者にサービスを提供していく。	
102	高齢者住宅改造補助	Ⅱ－５	高齢期の生活の充実		高齢者の多様な住まいの支援	介護保険の認定を受けている65歳以上の高齢者のいる世帯(所得制限有)	高齢者の日常生活を容易にするための既存住宅の改良工事等経費に対する一部補助	計画 どおり	14,602	H6		【①昨年度の評価(成果や課題):他事業との連携と適正なサービス提供】 ・介護保険サービス(住宅改修費支給)を補完しながら適正なサービスを提供したことにより、高齢者の在宅での自立した生活の充実につながった。 【②今後の取組方針:他事業との連携と適正なサービス提供の継続実施】 ・対象となる高齢者が住みなれた住宅で自立した生活が継続できるよう、引き続き、介護保険サービス(住宅改修費支給)を補完しながらサービスを提供していく。	
103	介護慰労金支給事業	Ⅱ－５	高齢期の生活の充実		介護者への支援	65歳以上の介護保険の要介護4・5の認定を受けた高齢者を在宅で日常的に介護している家族	介護慰労金(年額12万円)の給付	計画 どおり	1,320	H12		【①昨年度の評価(成果や課題):事業の適切な実施】 ・日常的に介護している家族等の負担軽減につながるよう、関係各課と連携を図りながら、円滑な事業実施に努めた。 【②今後の取組方針:事業周知と適正なサービス提供の継続実施】 ・事業の適切な利用につながるよう、引き続き、周知啓発を図りながら、日常的に介護している家族等を支援していく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
104	はいかい高齢者等家族支援事業補助金	Ⅱ－5	高齢期の生活の充実		介護者への支援	はいかい高齢者等の介護者	はいかい高齢者検索システムの利用に対し、登録料及び利用料の一部を助成	計画 どおり	189	H13		【①昨年度の評価(成果や課題):事業周知と適正なサービス提供】 ・認知症事故救済事業の開始に伴い、本事業の認知度が向上したことにより、下半期に多くの新規申請があり、はいかいする高齢者等を介護する家族等への支援を行うことができた。 【②今後の取組方針:認知症事故救済事業との相乗効果の拡大】 ・認知症事故救済事業との相乗効果により、本事業をより広く周知することにより、更なる利用促進に努めていく。	
105	はいかい高齢者等家族支援事業(地域セーフティネットの構築)	Ⅱ－5	高齢期の生活の充実	好循環P 戦略事業	地域での支援体制の充実	市民(認知症の本人や家族を含む)	地域安心サポート事業を用いた地域での支援体制の充実	計画 どおり	1,550	R5		【①昨年度の評価(成果や課題):認知症の方を支える地域づくりの推進】 ・地域安心サポート事業として、認知症の方が身に着けやすいよう、新たな「見守りグッズ」の作成や地域住民によるはいかい高齢者の早期発見に資する「搜索支援アプリ」を導入し、認知症の本人・家族や地域住民に対して幅広く周知に取り組んだ。 ・より多くの市民に対する事業の理解促進に取り組み、特に「搜索支援アプリ」は、行方不明時に搜索協力してくれる多くの協力者が必要であることから、協力者の登録者数を増やしていく必要がある。 【②今後の取組方針:認知症の方を地域で支える支援の実施】 ・地域安心サポート事業については、様々な機会を捉えて各地域へと出向き、事業の説明やアプリを使った徘徊模擬訓練を行うなど、地域住民への事業の周知・啓発とともに、警察や消防など、行方不明者の搜索に係る機関との連携に取り組んでいく。	
106	成年後見制度利用支援事業(高齢者)	Ⅱ－5	高齢期の生活の充実		権利擁護支援の充実	認知症等により判断能力が十分でない高齢者、もしくは親族等	成年後見制度の利用に向けた支援	計画 どおり	4,456	H14		【①昨年度の評価(成果や課題):成年後見制度の利用に向けた支援、市長申立の適切・迅速な実施】 ・地域包括支援センターによる地域ケア個別会議において成年後見制度の利用につなぐとともに、必要に応じて適時適切に市長申立を行うことで、高齢者の権利擁護が図られた。 ・特に市長申立に関しては、審査会を2か月に1回の頻度で定期的に開催し、迅速な申立てを実施した。 ・費用(申立、報酬)の助成を受けなければ制度の利用が困難であると認められる方に対し、適切に制度を利用できるよう、必要な支援を行う必要がある。 ・認知症高齢者等の増加により、制度の担い手確保が課題となる中で、専門職(後見人、監督人)が適切な報酬を得ることができる持続可能な制度としていく必要がある。 【②今後の取組方針:成年後見制度利用支援事業の運用の見直し】 ・引き続き、審査会を定期的に開催することにより、市長申立の適切・迅速な実施に努めていく。 ・成年後見制度を必要とする方が適切に制度を利用できるよう、国の専門家会議の検討状況等を注視しながら、当該事業の対象者として広く低所得者を含めることや、市長申立て以外の本人や親族による申立ての場合の申立費用及び後見監督人等が選任される場合の報酬も含めることを検討する。	拡大
107	成年後見制度利用促進事業	Ⅱ－5	高齢期の生活の充実		権利擁護支援の充実	認知症等により判断能力が十分でない高齢者や障がい者、もしくは親族等	成年後見制度の利用に向けた支援及び周知・啓発	計画 どおり	19,159	R5		【①昨年度の評価(成果や課題):中核機関の設置、市民後見人養成研修の実施】 ・認知症等により判断能力が低下し成年後見制度の利用を必要とする方が制度を利用しやすい環境を整えるための中核機関として、「宇都宮市成年後見支援センター」を令和5年10月に設置し、自身による契約や財産の管理等に不安のある方が安心して生活できるよう支援体制を強化した。 ・中核機関において、制度周知のためのチラシの作成・配布、市民向け講演会・支援者向け研修会の開催により制度の普及・啓発に取り組むことができた一方、地域包括支援センター等の一次相談機関等からの専門相談の対応に際し、法的な視点の必要性が課題として挙げられた。 ・成年後見制度の円滑な運用に当たり、法律・福祉、医療、金融等の関係機関との連携強化を図るため、「成年後見制度利用促進協議会」を設置・開催し、地域連携ネットワークの構築に取り組んだ。 ・地域共生社会の実現に向けた地域福祉や権利擁護支援の新たな担い手としての市民後見人を養成するため、事前説明会及び基礎研修を実施した。 【②今後の取組方針:中核機関の機能強化、市民後見人の育成】 ・中核機関において、専門職(弁護士・司法書士)による支援者向け相談会の開催や一次相談機関等が成年後見制度の利用に関する判断を適切かつ円滑に行えるよう、法律・福祉等の専門職と連携して個別ケースの検討を行う「ケース検討定例会議」を開催し、市民の権利擁護に関する支援を行っていく。 ・市民後見人養成研修(実践研修)、現場実習を実施し、研修修了後は市民後見人候補者名簿の登録を行うことで、成年後見制度の需要の増大に対応していく。	拡大

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
108	高齢者虐待防止事業	Ⅱ－5	高齢期の生活の充実		在宅高齢者への虐待防止対策の強化	高齢者、養護者等	・高齢者虐待防止のための周知・啓発 ・虐待を受けている高齢者への支援	計画 どおり	100	H18		【①昨年度の評価(成果や課題)：高齢者虐待防止マニュアルの周知と関係機関との連携強化】 ・高齢者虐待に対して迅速かつ適切な支援が行えるよう、「高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援マニュアル」や「高齢者虐待対応の手引き」を参考に、地域包括支援センター職員に対して研修を実施したことにより、虐待防止事業の理解促進や関係機関との連携強化につながった。 【②今後の取組方針：高齢者虐待防止の啓発と迅速な支援】 ・在宅高齢者への虐待の防止や迅速な対応を図るため、高齢者虐待の身近な相談窓口である地域包括支援センター職員を対象に研修会を開催するとともに、虐待・DV連携対策会議や民生委員児童委員協議会の地区定例会等を活用し、高齢者の虐待防止のための連携強化に努める。また、高齢者虐待の通報を受けた場合は、事実の確認を行い必要時の施設入所につなげるなど迅速に対応するとともに、虐待を受けた高齢者や養護者の支援を行う。	
109	高齢者用住宅生活援助員派遣事業	Ⅱ－5	高齢期の生活の充実		高齢者の多様な住まいの支援	自立した生活が不安な60歳以上の高齢者	高齢者用住宅への生活援助員の派遣	計画 どおり	16,335	H9		【①昨年度の評価(成果や課題)：高齢者用住宅生活援助員派遣事業の実施】 ・高齢者用住宅に生活援助員を派遣し、定期的な安否確認等を行ったことにより、自立した生活が不安な高齢者の在宅生活支援につながった。 【②今後の取組方針：高齢者用住宅生活援助員派遣事業の継続実施】 ・高齢者の在宅生活支援のため、引き続き、申込窓口である住宅政策課と連携し、生活援助員の派遣等を行っていく。	
110	食の自立支援事業(配食サービス)	Ⅱ－5	高齢期の生活の充実		高齢者の食生活の改善	食生活の改善が必要な65歳以上の高齢者	配食サービス(訪問による見守り及び食事サービスの提供)を通した食生活の改善	計画 どおり	19,667	H12		【①昨年度の評価(成果や課題)：食の自立支援事業の周知と実施】 ・高齢者への事前アセスメント(サービスの必要性を判断するための課題把握等)を十分行った上で、訪問介護や通所介護などのサービス等と配食サービスを組み合わせることにより、高齢者の食生活の改善が図られた。 ②【食の自立支援事業の継続実施】 ・高齢者の食生活の改善のため、引き続き、事業の周知を図るとともに、地域包括支援センターや事業者等の関係機関と連携し、事業を実施していく。	
111	高齢者短期宿泊事業	Ⅱ－5	高齢期の生活の充実		短期宿泊による在宅生活の支援	一時的に家族の援助を受けることが困難な65歳以上の要介護認定を受けていない高齢者	短期宿泊による在宅生活の支援	計画 どおり	3,048	H12		【①昨年度の評価(成果や課題)：高齢者短期宿泊事業の周知と実施】 ・短期宿泊施設への入所を支援することにより、一時的に家族の見守りを受けることが困難な高齢者等の、生活の場の確保につなげることができた。 ・短期宿泊事業は、2箇所の施設に委託しているが、利用料・送迎料ともに委託料を介護保険の報酬単価に合わせ増額した。 【②今後の取組方針：高齢者短期宿泊事業の継続実施】 ・短期宿泊による在宅生活の支援を行うため、引き続き、事業の周知を図るとともに、事業の適正な利用につなげるよう、地域包括支援センターや民生委員と連携し、事業を実施していく。	
112	高齢者外出支援事業	Ⅱ－5	高齢期の生活の充実	好循環P SDGs	高齢者の外出支援の充実	年度内に70歳以上になる高齢者	年度につき1回、自己負担なしで、バスや地域内交通の乗車に使用できる10,000円分のポイントをICカードに付与、または10,000円相当分の地域内交通等の乗車券を交付	計画 どおり	119,423	H15		【①昨年度の評価(成果や課題)：事業の拡充と交通系ICカードを活用した事業の実施】 ・ライトラインの開業に伴い、新たに福祉ポイントが利用可能となったことから、庁内外の関係各所と連携し、交通系ICカードを活用した高齢者外出支援事業の円滑な実施に努めたことにより、申請人数が増加し、高齢者の更なる外出の促進や健康づくりの推進を図った。 【②今後の取組方針：交通系ICカードを活用した事業の実施と検証】 ・ライトラインをはじめとした本市の公共交通の充実と合わせ、交通系ICカードを活用した外出支援事業のPRIに努め、高齢者の更なる外出の促進につなげるとともに、利用者のニーズ把握に努めていく。	
113	みやシニア活動センター事業	Ⅱ－5	高齢期の生活の充実		高齢者のニーズに応じたライフスタイルづくりを支援	シニア世代(おおむね50歳以上の市民)	総合相談、企画事業(定期講座・講演会等)、ネットワーク会議等の実施	計画 どおり	1,544	H20		【①昨年度の評価(成果や課題)：既存講座の充実】 ・新型コロナウイルス感染症の影響で実施できていなかった軽い運動を行う講座を新型コロナウイルス感染症の5類移行により再開するとともに、ライフスタイルの変化等による、市民ニーズの変化に対応し講座の充実を図った。 ・栃木県シニアサポーターによる事業(ふれあい村)について、各講座や市広報紙を活用した周知により、利用者が増加したため、センター利用者数は昨年度から大幅に増加した。 【②今後の取組方針：栃木県シニアサポーターや関係機関等との連携によるセンター事業の充実】 ・引き続き、センター事業を支援している栃木県シニアサポーターとの連携を図り、センター事業の実施に取り組む。 ・ネットワーク会議を開催するなど、ハローワーク等の関係機関・団体等との連携を維持し、シニア世代の一次的相談機関として幅広い利用者のニーズにも対応できるよう取り組む。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
114	高齢者等地域活動支援ポイント事業	Ⅱ－5	高齢期の生活の充実		高齢者の社会参加 や健康づくり、生きがいづくり	60歳以上の高齢者	高齢者等が取り組む「地域貢献活動」や「健康づくり活動」に対しポイントを付与し、貯めたポイントを介護保険料の納付や図書カード等の活動奨励物品などと交換する。	計画 どおり	24,338	H26		【①昨年度の評価(成果や課題):アンケート結果を踏まえた事業展開】 ・行動制限の解除に伴い、多くの活動が新型コロナウイルス流行前に戻りはじめた。 ・登録団体へのアンケート結果から、依然としてアプリ導入への抵抗感が強い傾向が見られることから、引き続きニーズの把握に努めることとした。 【②今後の取組方針:将来的なアプリ導入に向けた準備】 ・引き続き、市民ニーズの把握に努めながら、利便性の向上に向けた検討を行うとともに、事業のPRを行い、利用促進を図る。	
115	シルバー人材センター運営費補助金	Ⅱ－5	高齢期の生活の充実		高齢者の就労支援 の充実	公益社団法人宇都宮市シルバー人材センター(対象:概ね60歳以上での健康で働く意欲のある高齢者)	公益社団法人シルバー人材センターへの運営費の補助、活動場所の提供、業務委託	計画 どおり	精算中 34,393	S55		【①昨年度の評価(成果や課題):高齢者の就労支援の充実】 ・シルバー人材センターに対する運営費の補助により、経営基盤の安定化に寄与し、働く意欲のある高齢者の就労支援の充実につながった。 【②今後の取組方針:団体に対する補助の継続実施】 ・高齢者の就労支援の充実のため、シルバー人材センターが引き続き、効果的・効率的な運営ができるよう、国のガイドラインを踏まえた支援・指導を行っていく。	
116	一般介護予防事業	Ⅱ－5	高齢期の生活の充実		高齢者の健康づくり の充実	65歳以上の高齢者	・介護予防教室(はつらつ教室)の開催 ・自主グループの支援 ・プロスポーツチーム(栃木SC、宇都宮ブリッツェン、宇都宮ブレックス)と連携した「いきいき健康教室」の開催 ・リハビリテーション専門職の派遣	計画 どおり	33,243	H29		【①昨年度の評価(成果や課題):介護予防の推進】 ・介護予防教室(民間企業への委託)において、オンラインによる介護予防教室を全市域を対象に実施するとともに、介護予防教室における地域包括支援センターの役割として、フォローアップ教室を追加したことで、教室終了後に参加者の意向確認及び通いの場への参加を促すことができた。また、介護予防教室において、開始前後に体力測定を実施し測定結果を参加者へフィードバックすることで、継続的な活動の必要性を周知するとともに、自主グループ活動の実態を把握し、市ホームページ等を活用し市民へ周知した。 ・地域包括支援センターが支援する自主グループに対し、栄養士・歯科衛生士・リハビリテーション専門職を派遣(各専門職協会等に依頼)することで、自主グループの活性化につなげることができた。 【②今後の取組方針:地域における介護予防事業の取組の強化】 ・介護予防教室等への男性や前期高齢者の参加拡大を図るため、オンライン体操教室を継続開催する。ホームページやSNSでの周知、「宮デジサポーター」との連携などにより参加者拡大を図る。 ・いきいき健康教室の中で、看護職によるフレイル予防の講話を地域別データも考慮し実施することで一体化事業の充実を図る。 ・総合事業の通所型サービスCと介護予防教室(はつらつ教室)の事業内容が類似していることから、それぞれの利用促進のため、各対象者像等の基準を明確にし、地域包括支援センターに提示できるようにする。 通いの場の情報を整理することで、介護予防教室終了後に参加者に周知できるようにする。 ・リハビリ専門職の支援内容について、理学療法士が中心となっていたが、作業療法士や言語聴覚士も支援できるよう、多様な専門性を生かした運動メニューを検討する。	
117	長寿祝記念品贈呈事業	Ⅱ－5	高齢期の生活の充実		高齢者への長寿祝い と高齢者福祉の理解 促進	満80歳、90歳、100歳到達者、市内最高齢者	・対象者への敬老祝金の支給 ・対象者への祝詞及び記念品の贈呈	計画 どおり	120,255	H10		【①昨年度の評価(成果や課題):敬老事業見直しの検討】 ・対象者に対し、円滑に事業を実施することができた。 ・国や本市が実施した高齢者意識調査等により、高齢者の敬老事業への意識や市民ニーズを検証するとともに、他中核市や県内他市の状況、健康・平均寿命の延びなどの社会情勢の変化を踏まえ、敬老事業の見直し案の検討を行った結果、引き続き現行制度で実施することとした。 【②今後の取組方針:敬老事業のあり方の検討】 ・高齢者の長寿祝いに相応しい事業とするため、引き続き、市民ニーズを把握しながら敬老事業のあり方についての検討を継続していく。	
118	敬老会開催共催負担金	Ⅱ－5	高齢期の生活の充実		高齢者への長寿祝い と高齢者福祉の理解 促進	地区社会福祉協議会(対象:75歳以上高齢者)	各地区での敬老会の開催支援、開催負担金の交付	計画 どおり	120,255	S57		【①昨年度の評価(成果や課題):アフターコロナにおける円滑な敬老会の実施】 ・半数以上の地区において式典やイベント等が復活し、記念品配布なども含め、市内39地区全てにおいて実施することができた。 【②今後の取組方針:開催負担金のあり方に関する検討】 ・市社会福祉協議会主催のブロック別地区社協会長会議において、今後の敬老会のあり方について、活発な議論が行われたところであり、その内容も考慮し、開催負担金の対象範囲や算定方法などの検討を行いつつ、引き続き、長寿祝いと高齢者福祉の理解促進を図っていく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
119	生きがいづくり推進事業派遣事業補助金	Ⅱ－5	高齢期の生活の充実		高齢者の生きがいづくりの促進	ねんりんピック(参加資格60歳以上)に出場する本市の栃木県代表選手	出場に係る費用の一部を補助	計画 どおり	178	H14		【①昨年度の評価(成果や課題):出場推進を目的とした補助金の支給】 ・ねんりんピック出場後、迅速に補助金の申請手続きの案内を送付し、年内に補助金の給付を行うことができた。 【②今後の取組方針:補助の継続実施】 ・高齢者の生きがいづくりを促進するため、引き続き出場に係る費用の一部を補助することにより、ねんりんピック出場の機運を高めていく。	
120	老人クラブ活動費助成事業	Ⅱ－5	高齢期の生活の充実		交流の場や交流機会の提供	単位老人クラブ (対象:60歳以上の高齢者)	活動費への補助金の交付	計画 どおり	12,553 ※3月分通信運搬費未確定	S39		【①昨年度の評価(成果や課題):クラブの活動継続支援】 ・小規模老人クラブを始めとする既存クラブが、地域貢献や生きがいづくりなどに取り組んでいけるよう、補助事業を継続するとともに、宇都宮市老人クラブ連合会と連携し、事務手続きの軽減や活動支援を図った。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、活動が低調になり、会員の減少や役員の担い手不足による解散が増加傾向であるが、美化活動等を通じた地域貢献や、会員相互の交流による生きがいづくりに取り組んでおり、地域社会を支える重要な役割を担っていることから、引き続き、活動への支援に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針:宇都宮市老人クラブ連合会と連携した活動継続支援の実施】 ・小規模老人クラブを始めとする既存クラブが、今後も地域貢献や生きがいづくりなどに取り組んでいけるよう、引き続き宇都宮市老人クラブ連合会と連携し、事務手続きの軽減など活動継続に向けた支援を行っていく。	
121	老人クラブ運営費助成事業	Ⅱ－5	高齢期の生活の充実		交流の場や交流機会の提供	宇都宮市老人クラブ連合会 (対象:60歳以上の高齢者)	宇都宮市老人クラブ連合会への運営費の補助	計画 どおり	3,624	S59		【①昨年度の評価(成果や課題):単位老人クラブへの育成支援の充実】 ・単位老人クラブへの育成支援を行う宇都宮市老人クラブ連合会に対して運営費の助成を行うことで、単位老人クラブ活動の充実強化や事務負担の軽減が図られており、本市全域における高齢者の生きがい・健康づくりにつながっている。 【②今後の取組方針:老人クラブ連合会に対する補助の継続実施】 ・高齢者の交流の場や交流機会を提供するため、宇都宮市老人クラブ連合会がより一層、効果的・効率的に運営できるよう、支援・指導を継続して行っていく。	
122	在宅医療・介護連携推進事業	Ⅱ－5	高齢期の生活の充実	好循環P 戦略事業	医療・介護・福祉が連携した地域療養支援体制の推進	医療・介護従事者、市民	在宅療養を担う多職種が連携する仕組みづくりや医療・介護従事者の資質向上に向けた研修の実施、在宅療養に関する市民への普及啓発	計画 どおり	19,721	H25		【①昨年度の評価(成果や課題):多職種連携の強化】 ・医療・介護連携支援ステーションが開催する「ブロック連携会議」において、新たに精神保健福祉士が参画するなど、更なる多職種の顔の見える関係構築とともに、8050問題などの複雑化・複合化した支援ニーズへの対応を多機関で検討するなど、連携強化に取り組んできたところであり、引き続き、多様な支援ニーズへの対応に向けた多職種の連携体制の強化に取り組んでいく必要がある ・人生の最終段階におけるケアのあり方や在宅での看取りについて市民の理解が深まるよう、「人生会議」をテーマとする公開講座を開催したところであり、引き続き市民の在宅看取り等への理解促進に取り組むとともに、医療・介護従事者に対しても看取り等への認識を深める機会の提供等に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針:更なる多職種連携と在宅医療の理解促進】 ・多職種の連携体制の強化に向け、「ブロック連携会議」により多くの専門職(歯科医師・薬剤師・ケアマネジャー・リハビリテーション専門職)が参画することにより、複雑化・複合化した課題に多職種が連携して対応できる体制の強化を図る。 ・市民へ在宅医療等の周知・啓発を効果的に行うため、地域包括ケア推進会議にて作成した、7種の在宅療養パンフレットの記載内容の見直しや配布方法の検討に取り組むとともに、医療・介護従事者に向けて、在宅や施設での看取りをテーマとした研修会の開催等に取り組む。	
123	介護予防・生活支援サービス事業	Ⅱ－5	高齢期の生活の充実		要支援者等に対する支援の充実	・生活支援の担い手として社会参加する市民 ・要支援1・2の認定者等	地域の多様な主体による生活支援を確保	計画 どおり	1,252,689	H29		【①昨年度の評価(成果や課題):事業の周知と担い手の養成】 ・要支援者等の自立支援・重度化防止に向けて、地域包括支援センター等を対象とした研修会を開催し、事業の目的や各サービスの内容、特徴等を周知するほか、「介護予防・生活支援サービス従事者養成研修」を開催し、サービスA(基準緩和型)やサービスB(住民主体型)の担い手の養成を図ることができた。 【②今後の取組方針:多様なサービスの提供体制の維持・充実】 ・地域包括支援センターや居宅介護支援事業所に対して、引き続き、研修会等の機会を通じて、利用促進に向けた事業説明を行うほか、「介護予防・生活支援サービス従事者養成研修」を開催し、介護人材の確保を図るなど、多様なサービスの提供体制の維持・充実を図る。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
124	地域包括支援センター運営事業	Ⅱ－5	高齢期の生活の充実		高齢者の相談支援 の充実	65歳以上の高齢者 とその家族	・各種相談への対応と 相談内容に応じた支援 ・地域のネットワーク構 築に向け、地域課題の 把握や解決を目的とした 地域ケア会議の開催	計画 どおり	653,631	H18		【①昨年度の評価(成果や課題)：保健と福祉のまるごと相談「エールU」を含めた地域包括支援センターの機能強化】 ・高齢者の困難事例への早期対応支援や地域包括支援センター間の総合調整など、地域包括支援センターへの後方支援を実施した。また、地域包括支援センターが継続的に役割を果たせるよう、国の示す地域包括支援センター業務の事業評価を行い、業務状況を明確化するとともに、評価未達成の項目について、市が各地域包括支援センターと個別にその要因を分析・支援を行い、センター間で共通認識が必要な項目については、担当者会議を活用し、共通理解を図った。 ・4月に設置した保健と福祉のまるごと相談「エールU」において、複雑化・複合化した課題に対して、他分野にまたがる支援機関のネットワークを活用し円滑に対応できるよう、研修、担当者会議・センター長会議で現状報告やセンターからの意見の吸い上げを実施し、センター職員の対応力の向上を図った。 ・保健と福祉のまるごと相談窓口としての相談機能の充実を図るため、リモート相談への対応、スマート窓口での福祉サービス等の申請支援など、デジタル技術を活用した市民サービスの向上及びセンターの機能強化を図る必要がある。 【②今後の取組方針：地域包括支援センターの運営体制の整備・機能の強化】 ・保健と福祉のまるごと相談窓口として、引き続き、他分野の支援機関ネットワークを活用し円滑に対応できるよう、事例研修や職種別研修等を実施し、センター職員の対応力の向上を図る。 ・地域包括支援センターが担う支援サービスがより効果的に提供されるよう、タブレット端末を各センターに配備し、リアルタイムな情報提供や、福祉関係の申請支援、また訪問先での隙間時間を活用し、記録作成補助など業務の効率化を図る。	
125	訪問看護ステーション設置促進事業	Ⅱ－5	高齢期の生活の充実		訪問看護ステーションの設置促進	訪問看護事業者 (市内に所在し、指定を受けてから1年以内、常勤換算方法で5人以上の看護職員等の員数を配置)	訪問看護ステーションの運営費の一部を補助	計画 どおり	1,836	H30		【①昨年度の評価(成果や課題)：事業の効果検証・あり方検討】 ・訪問看護ステーションの数は、市の指標における目標を達成し、一定の事業所数を確保していることから、補助金の新規受付は令和5年度で廃止とする。 【②今後の取組方針：対象事業所への補助の実施】 ・本補助金は申請から12か月間に渡り補助を行うものであることから、令和5年度に新規申請を受けた事業所に対して、円滑に補助を実施する。 ・また、本補助金の対象外である小規模事業所が増加傾向にあることから、小規模事業所の従事者のスキルアップを図る研修会など、小規模事業所が長く事業を継続できるような支援策について、県との連携も図りながら検討していく。	縮小
126	老人福祉施設整備費等補助金	Ⅱ－5	高齢期の生活の充実		老人福祉施設の整備促進	市内で老人福祉施設の整備を行う法人	施設整備及び開設準備に要する費用の一部助成	計画 どおり	878,280	H9		【①昨年度の評価(成果や課題)：計画的かつ着実な整備促進】 ・ニーズに応じたサービスを提供していくため、第8期介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度)に基づき、計画最終年度の令和5年度に計画予定数分を増床し、環境整備を図った。 ・第8期計画までの施設整備量と今後のサービス需要見込み量を予測しながら、適切な供給環境を整えていく必要があるが、老人福祉施設に係る環境整備においては、事業者の財政負担を軽減し安定的な運営を支援することが有効であると考えている。 【②今後の取組方針：短期入所施設から特養への転換の着実な推進】 ・第9期介護保険事業計画(令和6年度～令和8年度)に基づき、関連法令を遵守しながら、今後は、既存の特別養護老人ホームに併設されている短期入所施設から特別養護老人ホームへの転換による整備手法を活用しながら、施設転換が可能な短期入所施設の事業者の意向を確認し、計画的に環境整備を推進していく。 ・引き続き、国・県や社会情勢等に注視し、今後のサービスの需給状況に基づいた施設整備を進め、計画的な制度運用に努めていく。	
127	老人福祉施設小規模整備費補助金	Ⅱ－5	高齢期の生活の充実		老人福祉施設の整備促進	市内で老人福祉施設を運営する社会福祉法人	自然災害等で被災した老人福祉施設の復旧に係る小規模整備費の一部助成	計画 どおり	0	H9		【①昨年度の評価(成果や課題)：制度の適切な運用】 ・国庫補助の対象とならない少額の施設整備について、社会福祉法人を対象に災害発生時の対応のみ補助する事業であり、実績が無かった。 【②今後の取組方針：災害時の対応での継続】 ・災害発生後の速やかな復旧を図り、施設入所者等の利用環境を維持するため、補助事業を継続する。	
128	障がい者就職支援事業	Ⅱ－5	障がいのある人の生活の充実	戦略事業	障がい者に対する就職につながる機会の創出	一般就労を目指す障がい者	「障がい者就職ガイダンス」、「障がい者就労体験」、「障がい者サービス事業所見学会」の実施	計画 どおり	113	H27		【①昨年度の評価(成果や課題)：ハローワーク及び商工会議所と連携した事業の実施】 ・障がい者就職ガイダンス等の就職支援事業を実施したことにより障がい者の就職につながる機会の創出が図られた。 ・障がい者が適正に能力を発揮できるよう、業種や職種の拡大を図る必要がある。 【②今後の取組方針：中小企業等の参加促進】 ・障がい者の就職につながる機会を引き続き創出するために、自立支援協議会就労支援部会において、障がい者就労支援事業所や関係機関と就労支援策に係る意見交換を行いながら、ハローワークや商工会議所と緊密に連携しながら事業を実施していく。 ・令和6年4月から改定された障がい者法定雇用率の引き上げを見据え、障がい者の一般就労拡大の契機となるよう、障がい者の就労に協力的な企業を認定・周知することで企業等の障がい者就労への更なる協力を促進するとともに、中小企業等の就職支援事業への参加を促進する。	拡大

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
129	工賃向上等支援事業	Ⅱ－5	障がいのある人の生活の充実	好循環P 戦略事業	障がい者の就労及び工賃水準の向上	・障がい者 ・障がい福祉サービス事業所 ・団体等	わく・わくショップUの運営、施設等製品の販路拡大、企業等からの下請け業務の開拓及び事業所とのマッチングなど	計画 どおり	9,936	H21		【①昨年度の評価(成果や課題)：施設製品の販路拡大、工賃水準の向上】 ・障がい福祉サービス事業所の自主製品の売上の増加が工賃水準の向上につながることから、「わく・わくショップU」における魅力ある製品の販売や大型商業施設におけるマルシェ等の販売会を引き続き実施したほか、「ライトライン開業祝福事業」として各事業所がライトラインをモチーフとした製品を企画・販売し、工賃向上等のための支援を積極的に実施したことにより、「わく・わくショップU」などの売り上げが回復するなど効果が得られた。 ※市内就労継続支援B型事業所の平均工賃月額 (R2:16,703円, R3:17,479円, R4:17,895円) ・令和元年度から開始した「福祉的就労業務開拓・マッチング事業」については、一般企業から作業所に対する役務の開拓等を実施したほか、マッチング機能を活かし、一般企業からの大量受注役務に対し、複数の事業所で対応するなどの共同受注の調整を図り、案件獲得につなげることができた。 【②今後の取組方針：各種事業の継続実施】 ・障がい者の就労及び工賃水準の向上につなげるために、引き続き、「わく・わくショップU」の運営や事業所連絡会議の開催、「福祉的就労業務開拓・マッチング事業」の実施することで、販路拡大、共同受注の獲得及び販売会の拡充を行うなど、新たなニーズや方策を取り入れた支援を行っていく。	
130	障がい者工賃ステップアップ事業	Ⅱ－5	障がいのある人の生活の充実	戦略事業	障がい者の工賃水準の向上	障がい福祉サービス事業所	事業所に経営等に関する専門家(中小企業診断士)を派遣し、生産活動における経営改善を支援	計画 どおり	1,243	H28		【①昨年度の評価(成果や課題)：中小企業診断士との連携による事業の実施】 ・専門家による売上と費用等の分析・助言により、生産活動の効率化や事業所の経営改善がなされ、一部事業所では工賃水準の向上が図られた。 【②今後の取組方針：障がい者工賃ステップアップ事業の継続実施】 ・障がい者の工賃水準の向上を図るため、引き続き、中小企業診断士と連携し、時節にあった生産活動や経営改善の方法を検討し提案・助言するなど、事業所ニーズに応じた支援を行っていく。	
131	意思疎通支援事業	Ⅱ－5	障がいのある人の生活の充実		身体障がい者への日常生活支援及び社会参加の促進	・(1)各種奉仕員通訳者等として活動する意欲を持つ市民 ・(2)聴覚障がい者、及び音声または言語機能障がい者	・(1)講座の実施 ・(2)手話通訳者または要約筆記者の派遣	計画 どおり	(1)2,648 (2)26,944	(1)H15 (2)H13	独自性	【①昨年度の評価(成果や課題)：各種奉仕員等の養成と意思疎通支援者の派遣】 ・手話、首訳、点訳奉仕員の養成講座を実施するなど、意思疎通支援に係る人材育成を行うことにより、聴覚及び視覚障がい者等の日常生活支援や社会参加の促進が図られた。 ・手話通訳者、要約筆記者などの派遣に加え、県との共同により「盲ろう者通訳・介助員派遣事業」や「失語症者向け意思疎通支援者派遣事業」を実施し、聴覚障がい者等の日常生活支援や社会参加の促進が図られた。今後も引き続き、各種奉仕員養成講座の開催や手話通訳者・要約筆記者の派遣を継続して実施する必要がある。 また、令和3年12月から手話通訳者が同行できない場合などにおいても、遠隔での手話通訳を可能とする「遠隔手話通訳サービス」を実施しているが、利用者が少ないことから、引き続き、周知が必要である。 【②今後の取組方針：意思疎通支援事業の継続実施】 ・意思疎通を図ることに支障のある障がい者の社会参加等を促進に向け、引き続き、各種奉仕員養成講座の開催や手話通訳者・要約筆記者の派遣を実施していく。また、「遠隔手話通訳サービス」については、作成したチラシや動画などを活用した周知・啓発を実施することで、更なる利用促進を図っていく。	
132	障がい者福祉バス運行事業	Ⅱ－5	障がいのある人の生活の充実	戦略事業	障がい者の社会参加の促進	宇都宮市に居住している障がい者及びその介護者、市内の障がい者福祉団体等	バス運行の委託	計画 どおり	7,673	S54		【①昨年度の評価(成果や課題)：障がい者の社会参加の促進】 ・障がい者団体からのニーズに応え、令和4年度から中型バス1台、マイクロバス1台の2台での運行を開始し、感染症対策を講じた上で事業を継続したことにより、稼働日数の回復が図られた。 ・特別支援学校等の社会見学や障がい者福祉施設等における施設外活動など、障がい者の社会参加の促進が図られた。 【②今後の取組方針：障がい者福祉バス運行事業の継続実施】 ・障がい者の社会参加を促進するために、引き続き、障がい者や障がい者団体の研修会や社会見学等の際に、車椅子の乗車が可能なリフト付福祉バスの運行事業を継続していく。	
133	障がい者交通費助成事業	Ⅱ－5	障がいのある人の生活の充実	戦略事業	知的及び精神障がい者の社会的自立、社会参加、社会復帰の促進	知的障がい者及びその介護者、精神障がい者保健福祉手帳所持者	公共交通機関等を利用する際の助成制度	計画 どおり	10,320	S50		【①昨年度の評価(成果や課題)：交通費助成事業の実施及びICカードを活用した事業の実施】 ・知的及び精神障がい者に対して、公共交通機関を利用する際の助成を行い、社会的自立・社会参加等の促進が図られた。 ・精神障がい者交通費助成事業については、ICカード「totra」へのポイント付与を行い、利用者の利便性の向上を図った。 【②今後の取組方針：助成事業の実施及びICカードを活用した事業の実施と検証】 ・引き続き、交通費助成事業を実施し、知的障がい者及び精神障がい者の社会参加等を促進するとともに、精神障がい者交通費助成事業について、バス事業者と連携を図り、事業の効果等を検証し、利用者の更なる利便性向上につなげていく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
134	身体障がい者補助犬導入等補助事業	Ⅱ－5	障がいのある人の生活の充実		身体障がい者補助犬導入の促進	・補助犬育成事業者 ・18歳以上の在宅の身体障がい者	補助犬の育成事業者及び補助犬の導入等に要する経費	計画どおり	2	H15		【①昨年度の評価(成果や課題):補助犬導入等費用の一部補助の実施】 ・補助犬の導入等に係る経費を一部助成することにより、利用者の負担軽減がなされ、補助犬の導入等の促進が図られた。 【②今後の取組方針:補助犬導入及び育成等費用の一部補助の継続実施】 ・身体障がい者補助犬の導入等を促進するために、引き続き、補助犬の育成及び導入に要する費用の一部を補助していく。	
135	身体障がい者自動車運転支援事業	Ⅱ－5	障がいのある人の生活の充実		就労活動の助長促進を図るとともに、身体障がい者の日常生活や社会生活の活動範囲を拡大する。	肢体不自由の身体障がい者等	自動車改造及び運転免許取得の補助金交付	計画どおり	578	S50		【①昨年度の評価(成果や課題):就労等に必要な自動車に係る費用の支援の実施】 ・自動車改造に係る経費の一部を補助し、自動車による外出機会を確保充実することにより、身体障がい者の就労活動の助長促進や日常生活、社会生活の活動範囲の拡大が図られた。 【②今後の取組方針:自動車改造等に係る補助の継続実施】 ・障がい者の活動範囲の拡大等のために、引き続き、自動車の改造に要する経費や運転免許を取得する際に必要な経費の一部を補助していく。	
136	重度障がい者タクシー料金助成・自家用車燃料費助成費事業(扶助費)	Ⅱ－5	障がいのある人の生活の充実	戦略事業	障がい者の生活圏拡大と社会参加の促進	身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A(A1・A2)精神障がい者保健福祉手帳1級所持者	タクシー券・燃料費助成券の配布	計画どおり	132,839 (タクシー111,279 燃料費21,560)	S60 R5		【①昨年度の評価(成果や課題):重度障がい者へのタクシー券の配布の実施】 ・公共交通機関を利用することが困難な重度障がい者の社会参加促進のため、重度障がい者へタクシー券を配布し、タクシー利用による外出機会を確保充実することにより、障がい者の社会参加の促進等が図られた。 また、令和5年度より、タクシーを利用することが困難な方に対し、自家用車燃料費助成事業を実施し、移動に対しての選択の幅を広げることで、更なる社会参加の促進を図られた。 【②今後の取組方針:重度障がい者に係る交通費助成の継続実施】 ・重度障がい者の生活の充実を図るため、今後も移動手段の利用実態を把握し、障がい特性や利用実態に即した助成を行うことで、適切な生活圏の拡大と社会参加の促進等を支援していく。	
137	宇障連地域交流事業補助金	Ⅱ－5	障がいのある人の生活の充実		障がい者と市民との親睦及び理解促進	宇都宮市障害者福祉会連合会	地域交流事業に対する補助	計画どおり	300	H21		【①昨年度の評価(成果や課題):地域交流事業実施の支援】 ・「ノーマライゼーションフェスティバル2023」を開催し、講演会を実施することで、障がい者の自立及び社会参加・交流の促進が図られた。 【②今後の取組方針:地域交流事業に対する補助の継続実施】 ・障がい者に対する理解促進や地域の人たちとの親睦を図るため、引き続き、障がい者団体が効果的な事業を実施できるよう、地域交流を支援していく。	
138	うつのみやふれあい文化祭	Ⅱ－5	障がいのある人の生活の充実		障がい者の社会参加及び市民の理解促進	宇都宮市に在住又は通勤・通学している障がい者・児	文化祭等の開催	計画どおり	481	H15	独自性	【①昨年度の評価(成果や課題):文化祭開催による社会参加機会の確保】 ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い規模を縮小して開催していた文化祭を、4年ぶりにステージ発表を含め総合的に実施し、障がい者の発表の場を復活させることができた。また、障がい者の社会参加の促進のため、引き続き作品展示会やウェブ上で作品を鑑賞できる取組(バーチャル美術館)を実施したことに加え市内のコンビニ店舗において障がい者の作品を展示する地域密着型ミニアート展を開催したことにより、多くの市民の関心が得られた。 【②今後の取組方針:文化祭の継続実施・効果的なバーチャル美術館の周知】 ・障がい者の文化的な発表の場を設けるとともに、来場者との交流が図られるよう、引き続き、文化祭やミニアート展を開催し、積極的に社会参加機会の確保に取り組んでいく。また、バーチャル美術館やミニアート展について、より鑑賞しやすい工夫し、多くの市民に見てもらえるよう効果的な方法で周知を行っていく。	
139	うつのみやふれあいスポーツ大会実行委員会交付金	Ⅱ－5	障がいのある人の生活の充実		障がい者の社会参加の促進及び体力の増強	宇都宮市内の障がい者及びその保護者	スポーツ大会の開催	計画どおり	348	H15		【①昨年度の評価(成果や課題):スポーツ大会の開催を支援】 ・令和4年度に引き続き、競技内容を変更するとともに、時間を短縮して開催した。 ・東京オリンピック・パラリンピックや、本県で初開催した全国障がい者スポーツ大会の競技等を踏まえた競技種目を実施するなど、内容を工夫することにより、障がい者の満足度が向上し、スポーツ参加のきっかけづくりと、社会参加意欲の促進が図られた。 【②今後の取組方針:スポーツ大会開催支援の継続実施】 ・障がい者がスポーツを通して、スポーツ参加のきっかけづくりや体力の増進、社会参加の促進のために、引き続き、ふれあいスポーツ大会を開催できるよう支援し、積極的な社会参加機会の確保に取り組んでいく。	
140	わく・わくアートコンクール	Ⅱ－5	障がいのある人の生活の充実		障がい者の文化活動支援及び市民の理解促進	宇都宮市に在住又は通勤・通学している障がい児・者	入賞作品の審査及び巡回展示会の開催	計画どおり	1,505	H22		【①昨年度の評価(成果や課題):コンクールの開催及び普及啓発】 ・より多くの市民が鑑賞できるよう、人通りの多い駅や大型商業施設を中心に巡回展を開催することにより、障がい者の文化活動の支援や市民の理解促進に努めた。 【②今後の取組方針:コンクール等の継続実施】 ・市民に障がい者の芸術活動や障がい福祉についての理解促進を図るために、引き続き、コンクールを開催するとともに、効果の高い会場に絞って巡回展示を開催するほか、SNSを活用し来場できない人に対する周知活動や受賞作品を紹介するカレンダーを配布することで、普及啓発に取り組んでいく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
141	宇障連運営補助金	Ⅱ－5	障がいのある人の生活の充実		円滑な事業実施の促進及び障がい者の在宅支援	宇都宮市障害者福祉会連合会	運営費補助	計画どおり	8,519	H15		【①昨年度の評価(成果や課題):団体への補助の実施】 ・宇障連に対して運営費の補助を行ったことにより、各構成団体が連携しながら、社会福祉事業等を円滑に実施し、障がい者の在宅支援が図られた。 【②今後の取組方針:団体への補助の継続実施】 ・社会福祉事業等の円滑な実施を促進し、障がい者の在宅支援に寄与するために、引き続き、運営を補助し組織基盤の安定化を図っていく。	
142	障がい者合理的配慮促進事業	Ⅱ－5	障がいのある人の生活の充実	戦略事業	障がいや障がい者への理解促進及び差別の解消	・市民 ・民間事業者 ・小学生 ・障がい者	障がいへの理解促進や差別の解消に係る取組の推進	計画どおり	1,656	H27		【①昨年度の評価(成果や課題):障がいへの理解促進】 ・ミヤラジ・バンパビジョンなどにおける合理的配慮の提供に係る周知啓発動画の放映や、出前講座、障がい者週間での街頭啓発等より、障がいや障がい者に対する理解促進及び差別解消に取り組んだ。 ・小学校における盲導犬ふれあい教室を開催することにより、幼少期からの障がいへの理解が図られた。 ・令和6年4月に「障害者差別解消法改正法」が施行され、民間事業者の合理的配慮が義務化されることから、民間事業者への周知啓発を図る必要がある。 ・障がいを理由とする差別に係る相談に対応するとともに、障がい者差別解消支援地域協議会を開催し、関係機関で事例検討するなど、差別解消の推進に取り組んだが、差別解消窓口の相談件数が少なく、窓口の周知啓発に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針:幼少期からの障がいへの理解促進の強化】 ・障がい者が地域で安心して暮らせるよう、引き続き、合理的配慮の提供に係る周知啓発動画の放映や出前講座等に取り組むほか、広報紙の活用や関係団体との連携により、民間事業者に対し、より一層、理解促進を図っていく。 ・差別解消の推進に向け、障がい者が参加するイベントなど様々な機会を捉えて、差別解消窓口の周知啓発に取り組んでいく。 ・これまで実施してきた小学校における盲導犬ふれあい教室に加え、障がい者当事者を講師とする講座や障がい者スポーツを体験できる講座を新設し、幼少期からの障がいへの理解促進に取り組んでいく。	拡大
143	障がい者福祉ゾーン整備費(単独)	Ⅱ－5	障がいのある人の生活の充実		障がい者の安全確保	施設を利用する障がい者(児)及び市民	障がい者福祉ゾーンの設置	計画どおり	715	H16		【①昨年度の評価(成果や課題):障がい者施設周辺への設置】 ・路面標示2か所を設置したことにより、障がい者が安心して利用できる道路交通環境の確保が図られた。 【②今後の取組方針:障がい者福祉ゾーンの設置等の継続実施】 ・障がい者の安全確保のほか近隣住民や通行する市民の理解促進を図るため、引き続き、新規施設の周辺道路に「障がい者福祉ゾーン」を設置するとともに、老朽化した既存の「障がい者福祉ゾーン」の修繕に取り組んでいく。	
144	地域生活支援事業	Ⅱ－5	障がいのある人の生活の充実	戦略事業	障がい者の日常生活支援の実施	身体障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者(児)	自立した日常生活や社会生活を送るためのサービス提供	計画どおり	297,671 【内訳】 移動支援 83,286 日中一時 106,055 地活センター 87,109 訪問入浴 21,221	H18		【①昨年度の評価(成果や課題):適切なサービスの実施】 ・障がい者や障がい児に対し、移動の支援や日中の活動場所の提供、定期的な訪問入浴サービス等を提供することにより、自立した日常生活や社会生活を送るための支援が図られた。 ・特に日中一時支援事業については、送迎加算の新設により、通所時における送迎サービス提供体制を整備した。 【②今後の取組方針:利用者ニーズを踏まえた事業の実施】 ・引き続き、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、利用者のニーズを踏まえた適切なサービス提供を行うとともに、必要に応じて障がい福祉サービスと連携することで、自立した日常生活や社会生活の確保に取り組んでいく。	
145	自立支援協議会運営	Ⅱ－5	障がいのある人の生活の充実		障がい者の自立支援、就労支援等の推進及び関係者の連携強化	障がい児・者 市民	会議の運営	計画どおり	218	H20		【①昨年度の評価(成果や課題):全体会・各部会の開催・活用】 ・自立支援協議会の全体会を開催し、「第6次宇都宮市障がい者福祉プラン」及び「第7期宇都宮市障がい福祉サービス計画・第3期障がい児福祉サービス計画」策定のための意見聴取を行った。 ・各部会を開催し、障がい者の自立支援や就労支援、地域生活支援体制などの地域生活に係る課題の共有や関係機関との連携強化等が図られた。 【②今後の取組方針:関係機関等によるネットワークの構築等】 ・引き続き、全体会・各部会を定期的に開催し、地域の関係機関等によるネットワークの構築と、障がい者の地域生活に係る課題の共有、解決を図る。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
146	障がい者生活支援事業	Ⅱ－5	障がいのある人の生活 の充実	好循環P	在宅障がい者の自立 及び社会参加の促進	地域において生活 支援を必要とする 在宅障がい者及び その家族	福祉サービス等に関する相談機能を有する障がい者生活支援センターの運営	計画ど おり	63,000	H18		【①昨年度の評価(成果や課題)：相談支援の実施及び相談支援体制の充実】 ・令和5年度からの重層的支援体制に向けて、市内5ブロックに合わせた地区担当の障がい者生活支援センター(5か所)を設定したとともに、相談支援事業所を対象に、ガイドライン等により基幹相談支援センター、障がい者生活支援センター及び相談支援事業所の役割などの理解促進を図るブロック別研修を実施したことにより、相談支援機関同士の連携強化が図られた。今後も更なる理解促進や連携強化など、相談支援体制の充実を図っていく必要がある。 - また、サービスを利用していない在宅の障がい者等を対象に、介護者の急病など緊急時における電話相談や定期的な見守り等を行う「緊急時相談支援事業」について、包括支援センターなどへ情報提供をすることで、対象者の掘り起こしに努めてきた。 【②今後の取組方針：相談支援の充実・強化と多機関連携】 ・障がい者やその家族にとって相談しやすい環境づくりに向け、多機関協働による支援を実施していくとともに、引き続き、相談支援機関への研修やガイドライン等を通じ、人材育成を行いながら、相談支援機能の充実・強化を図っていく。 ・緊急時相談支援事業については、引き続き、計画相談員や地域包括支援センター、民生委員などへ情報提供を依頼し、対象者を把握していくとともに、重層的支援体制に合わせ、関係機関と更なる連携を図りながら、対象者の掘り起こしや支援を実施していく。	
147	地域生活支援体制	Ⅱ－5	障がいのある人の生活 の充実	戦略事業	障がい者の親なき後 や親元から離れて生 活することを見据え た支援の促進	居住支援を必要とする障がい者及び その家族	地域生活支援体制の運用状況について検証及び検討	計画ど おり	緊急一時 保護事業 300 体験的宿泊支 援事業 300	R3		【①昨年度の評価(成果や課題)：地域生活支援体制の充実】 ・地域生活支援部会を開催し、国の示す手引きを踏まえながら、本市の実情に合わせて設定した評価項目により、地域生活支援体制の運用状況について検証及び検討を行った。各評価項目に係る取組を着実に実施することができたが、「体験の機会・場の確保」について、当事者団体や福祉サービス事業所を通して、市が実施する体験的宿泊支援事業の利用者を募集したが、事業の利用は2名に留まるなど、利用者増に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針：地域生活支援体制の充実】 ・引き続き、年に1回以上、体制の運用状況について検証及び検討を行うとともに、体験的宿泊支援事業については、ホームページや障がい者が参加するイベントなど様々な機会を捉え、事業の周知を行うとともに、保護者等を対象とする事業説明会や協力事業所への見学会などの機会を設けるなど、利用者増に向けた取組を検討する。	拡大
148	成年後見制度(知的障がい者)	Ⅱ－5	障がいのある人の生活 の充実		障がい者の権利及び 財産の保護	成年後見制度の利用を必要とするが 自ら申し立てがで きない知的障がい者	市長からの家庭裁判所 への申立および報酬の 助成	計画 どおり	3,827	H18		【①昨年度の評価(成果や課題)：制度の周知と利用促進】 ・成年後見制度の周知や、成年後見人等への報酬の負担が困難な人を報酬助成に結び付けるとともに、必要に応じて適時適切に市長申立を行うことにより、障がい者の権利養護が図られた。 ・成年後見制度の円滑な運用に当たり、関係課と連携し、司法・福祉・行政関係者から構成される「成年後見制度利用促進検討会議」により、市民への制度理解の促進や成年後見制度ににおける中核的な役割を担う機関の設置、関係機関による地域連携ネットワークの構築などについての議論を重ねることにより、市民の権利擁護に関する支援を図った。 ・中核的な役割を担う「宇都宮市成年後見支援センター」に対し、障がい者生活支援センターとの連携や役割分担についての意見交換を行うことにより、相談者に対する円滑な支援体制の構築が図られた。 【②今後の取組方針：制度の周知及び関係機関と連携した利用促進】 ・障がい者の権利擁護の推進のため、引き続き、報酬助成や市長申立を行う。 ・本市が設置する「成年後見制度利用促進協議会」(司法・福祉・行政等で構成)を活用しながら、成年後見制度の利用促進に係る関係機関との連携強化を引き続き図る。 ・本市が設置する中核機関(成年後見支援センター)と連携し、成年後見制度についての周知啓発や、各種相談対応など、市民の権利擁護に関する支援を行っていく。	
149	障がい者への虐待防止事業	Ⅱ－5	障がいのある人の生活 の充実		障がい者に対する虐待の未然防止、早期発見、保護及び養護者への支援の実施	・障がい児・者 ・障がい福祉サービス事業者 ・市民	障がい者虐待防止センターの運営、虐待防止のための周知・啓発	計画 どおり	0	H24		【①昨年度の評価(成果や課題)：虐待防止の啓発と迅速な支援】 ・障がい福祉サービス事業者等に対し、虐待防止に関する周知を行うとともに、通報事案については、障がい者虐待防止センターにおいて、関係機関と連携を図りながら、事実の確認や緊急的な一時保護(緊急一時保護事業)を実施するなど、迅速な対応に努めることにより、虐待の防止等が図られた。 【②今後の取組方針：迅速かつ的確な対応及び周知・啓発活動の継続実施】 ・引き続き、市民や障がい福祉サービス事業所に対し、虐待防止に関する周知・啓発活動に取り組んでいくとともに、高齢者や児童、DV等の関係機関との情報共有や連携強化を図りながら、障がい者に対する虐待の通報に対し、迅速かつ的確に対応していく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
150	グループホーム設置費補助金・グループホーム設置促進事業補助金	Ⅱ－5	障がいのある人の生活の充実		障がい者グループホームの設置促進	グループホームを運営する法人及び新たなグループホームを運営する法人	改修費及び備品購入費に対する補助	計画どおり	4,675	H15		【①昨年度の評価(成果や課題):補助の実施】 ・障がい者グループホームの改修費及び備品購入に対し補助することにより、障がい者グループホームの維持修繕や新規設置促進が図られた。 【②今後の取組方針:補助の継続実施】 ・重度障がい者のグループホーム利用促進のため、備品購入費の補助額を引き上げた「重度障がい者向けグループホーム整備促進補助金」として制度を改めた。今後も、重度障がい者の受け入れに積極的なグループホームの整備を促進するため、補助事業を実施する。	改善
151	福祉電話等事業	Ⅱ－5	障がいのある人の生活の充実		相談等各種のサービスの提供	自宅に加入電話を保有していない低所得世帯に属する、身体障がい者手帳2級以上の者	福祉電話の設置	計画どおり	177	S49		【①昨年度の評価(成果や課題):福祉電話の設置】 ・外出が困難な重度の障がい者に対し福祉電話を設置することにより、相談、助言、安否確認等各種のサービスの提供が図られた。 【②今後の取組方針:サービス提供の継続実施】 ・相談等各種サービスの提供のため、設置後の利用者の状況を把握し、適切に実施していく。	
152	重度身体障がい者住宅改造費補助金	Ⅱ－5	障がいのある人の生活の充実		重度身体障がい者の生活環境の整備	重度身体障がい者(児)	住宅改造費補助	計画どおり	932	S48		【①昨年度の評価(成果や課題):住宅改造経費の一部補助の実施】 ・住宅改造費の一部を補助することにより、利用者の負担軽減が図られ、重度の身体障がい者の生活環境の整備が図られた。 【②今後の取組方針:補助の継続実施】 ・重度身体障がい者の生活環境の整備を図るために、引き続き、住宅設備を改造する経費の一部を補助していく。	
153	精神通院医療費助成事業	Ⅱ－5	障がいのある人の生活の充実		精神障がい者の適正な医療普及の促進	自立支援医療の支給認定を受けた者のうち、世帯の所得区分が低所得の区分に認定されたもの	医療費の助成	計画どおり	42,619	H18		【①昨年度の評価(成果や課題):精神障がい者への医療費助成の実施】 ・精神通院医療に要した医療費の一部を補助することにより、利用者の負担軽減が図られ、精神障がい者の適正な医療普及の促進が図られた。 【②今後の取組方針:医療費助成の継続実施】 ・精神障がい者が必要な医療を受けられるようにするために、引き続き、精神障がい者の通院医療に要した医療費の一部を助成していく。	
154	身体障がい者手帳交付事務	Ⅱ－5	障がいのある人の生活の充実		身体障がい者手帳の認定・交付等	身体障がい者	手帳の交付	計画どおり	—	H8		【①昨年度の評価(成果や課題):正確かつ迅速な手帳の認定・交付等の実施】 ・身体障がい者が各種サービスを利用できるよう、医師の診断書に基づき、正確かつ適切な身体障がい者手帳の認定・交付等に取り組んだ。 【②今後の取組方針:手帳の認定・交付の継続実施】 ・引き続き、正確かつ迅速な手帳の認定・交付等に取り組んでいく。	
155	緊急通報システム	Ⅱ－5	障がいのある人の生活の充実		一人暮らしの重度身体障がい者等に対する緊急時の対応及び日常的な相談、定期的な状況確認の実施	一人暮らしの重度身体障がい者等	緊急通報装置の設置	計画どおり	145	H18		【①昨年度の評価(成果や課題):緊急通報装置の設置及び適正なサービス提供】 ・緊急通報装置を設置することにより、一人暮らしの重度身体障がい者等に対する緊急時の対応や日常的な相談、定期的な状況確認につながった。 【②今後の取組方針:適正なサービス提供の継続実施】 ・一人暮らしの重度身体障がい者等の安全確保を図るために、引き続き、緊急通報装置を設置していく。	
156	日常生活用具給付事業	Ⅱ－5	障がいのある人の生活の充実		障がい者の日常生活支援の実施	身体障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者(児)	日常生活用具の給付	計画どおり	129,026	H18		【①昨年度の評価(成果や課題):ニーズを反映させた適正な給付】 ・日常生活用具の給付等を行うことにより、障がい者の日常生活の支援が図られた。また、令和6年1月から視覚障がい者用情報・意思疎通支援用具にセンスプレイヤーを追加することとし、障がい者のニーズを的確に反映した。 【②今後の取組方針:適正な給付の継続実施及び給付品目の検討】 ・引き続き、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、日常生活用具の給付に取り組むとともに、障がい者のニーズを反映させながら、適宜、給付品目等を検討することで、障がい者の日常生活の支援に取り組んでいく。	
157	重度心身障がい者医療費助成	Ⅱ－5	障がいのある人の生活の充実		重度心身障がい者の健康増進に寄与	身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A(A1・A2)、身体3・4級と療育手帳B1を併せ持つ者、精神保健福祉手帳1級	医療費の助成	計画どおり	1,218,162	S48		【①昨年度の評価(成果や課題):医療費助成の継続実施及び精神障がい者への制度適用対応】 ・三障がい全ての重度障がい者が安心して医療が受けられるよう、医療費負担の軽減を図り、健康増進に寄与した。 【②今後の取組方針:重度心身障がい者への医療費助成の実施】 ・重度心身障がい者が安心して医療が受けられるよう、引き続き「現物給付方式」により医療費助成を行っていくとともに、利用者や関係機関等への更なる周知に努めていく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
158	心身障がい者福祉手当	Ⅱ－5	障がいのある人の生活の充実		心身障がい者への手当支給	国の特別障がい者手当を受給していない①身体障がい者1・2級の者②療育手帳A・A1・A2, B1(知能指数50以下)の者	月5,000円の手当	計画どおり	473,615	S44		【①昨年度の評価(成果や課題):適正な手当支給の実施】 ・重度心身障がい者への適正な手当支給を行うことにより、重度心身障がい者の在宅生活等の支援につながった。また、令和5年4月から、20歳未満の対象者又はその扶養義務者等に係る所得制限を撤廃することとし、対象者の拡大に努めた。 【②今後の取組方針:手当支給の継続実施】 ・重度心身障がい者の在宅生活等を支援するため、適切な手当の支給に努めていく。	
159	難病患者福祉手当	Ⅱ－5	障がいのある人の生活の充実		難病患者への手当支給	難病法に基づく指定難病患者又は国若しくは県が指定する疾患の患者として医療受給者証の交付を受けている者で、心身障がい者福祉手当、特定疾患患者福祉手当(経過措置)を受給していない者	月5,000円の手当	計画どおり	200,795	H28		【①昨年度の評価(成果や課題):適正な手当支給の実施】 ・難病患者への適正な手当支給を行うことにより、難病患者の在宅生活等の支援につながった。 【②今後の取組方針:手当支給の継続実施】 ・医療受給者証交付の受付を行っている保健予防課と連携しながら、難病患者の療養生活の質の向上を図るため適切な手当の支給に努めていく。	
160	デイケア事業	Ⅱ－5	障がいのある人の生活の充実		在宅重度心身障がい者の能力向上の促進	15歳以上で医学的管理を要しない在宅重度心身障がい者	身辺処理能力や社会適応力を身につけるための訓練や指導	計画どおり	10,360	S48		【①昨年度の評価(成果や課題):適切なサービスの提供】 ・サービス提供事業者等と連携を図りながら、適切なサービス提供を行うことにより、在宅重度心身障がい者の日中における介護支援が図られた。 【②今後の取組方針:適切なサービス提供の継続実施】 ・在宅の重度心身障がい者の福祉の増進を図るため、引き続き、通所による身体介護等を行うデイケア事業を実施していく。	
161	福祉ホーム運営費補助金	Ⅱ－5	障がいのある人の生活の充実		居室等、日常生活に必要な便宜を供与することによる地域生活の支援	福祉ホームを運営する社会福祉法人等	福祉ホームの運営に要する経費の補助等	計画どおり	6,601	H16		【①昨年度の評価(成果や課題):安定した居住環境の確保】 ・福祉ホームの設置法人へ運営に要する経費を補助することにより、障がい者の安定した居住環境を確保し、住居を必要とする障がい者の地域生活支援につながった。 【②今後の取組方針:補助の継続実施】 ・障がい者の地域生活を支援するため、引き続き、福祉ホームの運営経費を補助していく。	
162	重度障がい者等就労支援特別事業	Ⅱ－5	障がいのある人の生活の充実		雇用施策と連携した通勤支援や職場等における支援の実施による重度障がい者等の就労機会の拡大	重度訪問介護、同行援護、行動援護の支給決定を受けている障がい者で、民間企業や自営で週10時間以上就労するもの	通勤や職場等における身体の介護等(自営業者へは業務の支援を含む)	計画どおり	5,882	R3		【①昨年度の評価(成果や課題):適切なサービスの提供】 ・重度障がい者等の就労機会の拡大を図るため、重度訪問介護や同行援護による業務支援を実施したことにより、必要な労働の確保や就労における外出などの活動機会の拡大につながった。 【②今後の取組方針:適切なサービス提供の継続実施・重度障がい者等就労支援特別事業の利用促進】 ・引き続き、就労時における支援を提供していくとともに、更なる利用拡大に向け、雇用施策の関係機関等と連携して周知を図っていく。	
163	人工内耳体外装置購入費助成	Ⅱ－5	障がいのある人の生活の充実		人工内耳装用者の自立及び社会参加の支援を図る	人工内耳装用者で市内に住所を有し、かつ聴覚機能障がいにより身体障がい者手帳の交付を受けている者	人工内耳の体外装置の買い替え等に係る費用の助成	計画どおり	0	R2		【①昨年度の評価(成果や課題):人工内耳体外装置購入に係る費用の助成】 ・人工内耳装用者に対し、買い替えや修理に係る相談を受ける際には、制度内容の説明等を行っている。 【②今後の取組方針:助成の継続実施・助成制度の利用促進】 ・利用者に対する周知に加え、医療機関や取扱店にも制度説明を実施するなど、更なる周知を図っていく。	
164	障がい者福祉施設小規模整備費補助金	Ⅱ－5	障がいのある人の生活の充実		障がい福祉施設の整備促進	市内で障がい者福祉施設を運営する社会福祉法人	自然災害等で被災した障がい福祉施設の復旧に係る小規模整備費の一部助成	計画どおり	0	H9		【①昨年度の評価(成果や課題):制度の適切な運用】 ・国庫補助の対象とならない少額の施設整備について、社会福祉法人を対象に災害発生時の対応のみ補助する事業であり、実績が無かった。 【②今後の取組方針:災害時の対応での継続】 ・災害発生後の速やかな復旧を図り、施設入所者等の利用環境を維持するため、補助事業を継続する。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
165	障がい者福祉施設整備費補助金	Ⅱ－5	障がいのある人の生活の充実		障がい福祉施設の整備促進	市内で障がい福祉施設の整備を行う社会福祉法人	施設整備に要する費用の一部助成	計画どおり	57,000	H11		【①昨年度の評価(成果や課題):障害者福祉施設の基盤強化】 ・第6期障がい福祉サービス計画(令和3年度～令和5年度)に基づき、社会福祉法人による施設整備が行われ、障害者福祉施設の基盤強化を図った。 ・障がい福祉施設に係る環境整備においては、事業者の財政負担を軽減し安定的な運営を支援することが有効であると考える。 【②今後の取組方針:計画的かつ着実な整備促進】 ・国の選定を受けた社会福祉法人による施設整備を着実に進めるため、適宜、社会福祉法人の意向調査を行い、引き続き、第7期障がい福祉サービス計画(令和6年度～令和8年度)に基づいた整備計画の適切な進行管理を行いながら、環境整備を推進していく。 ・引き続き、国・県や社会情勢等に注視し、今後のサービスの需給状況に基づいた施設整備を進め、計画的な制度運用に努めていく。	
166	やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり事業	Ⅱ－5	共に支え合う地域づくりの推進		市民の福祉意識の高揚や地域福祉活動等の普及啓発	・市民 ・事業者	・福祉のまちづくり表彰の実施 ・ボランティア活動の充実	計画どおり	194	H13		【①昨年度の評価(成果や課題):福祉のまちづくり表彰等の実施】 ・市民福祉の祭典による表彰の実施や、幅広い団体へ表彰推薦依頼を行ったことにより、福祉のまちづくりに対する市民意識の促進や福祉意識の高揚に向け取り組むことができた。 【②今後の取組方針:福祉のまちづくり表彰等の継続】 ・市民の福祉意識等のさらなる高揚を図るため、引き続き全庁的に広く募集や周知を行うことにより、福祉のまちづくり表彰等を継続して実施していく。	
167	保健と福祉の出前講座の実施	Ⅱ－5	共に支え合う地域づくりの推進		保健福祉サービスの市民理解の促進	市民	保健と福祉の出前講座の実施	計画どおり	0	H17		【①昨年度の評価(成果や課題):出前講座の周知・実施】 ・講座内容や申し込み方法について、分かりやすく伝わるよう、講座案内リーフレットを配布し、周知を図ることができた。 【②今後の取組方針:市民ニーズを踏まえた出前講座の実施】 ・保健福祉サービスに関する市民理解の促進のため、関係各課と連携を図り、内容の充実を図るとともに、様々な対象がより利用しやすくなるよう運営上の工夫を行う。	
168	市民福祉の祭典開催	Ⅱ－5	共に支え合う地域づくりの推進		福祉への理解促進と地域の連帯感の高揚	市民	福祉の祭典を開催し、福祉活動等の周知や啓発を実施	計画どおり	700	H19		【①昨年度の評価(成果や課題):市民福祉の祭典の開催】 ・各種表彰やパネル展示に加え、5年ぶりの福祉パレードの実施や初の移動式バリアフリートイレの展示などを行った。また、スタンプラリーによる回遊性の促進やインスタライブにより当日の会場の様子をライブ配信するなど、周知啓発方法を工夫し、福祉への理解促進に取り組むことができた。 【②今後の取組方針:各団体との連携による事業の充実】 ・さらに効果的な事業となるよう、引き続き参加団体等と意見交換を行い、映像等を活用した啓発を行うなど、福祉への理解促進につながる実施方法等について検討していく。	
169	こころのユニバーサルデザイン推進事業	Ⅱ－5	共に支え合う地域づくりの推進		市民の福祉意識の高揚	市民	・福祉のまちづくりポスターコンクール開催 ・啓発用ポスター、カレンダー、チラシ、ハンドブック等の作成配布	計画どおり	530	H20		【①昨年度の評価(成果や課題):様々な周知啓発活動の実施】 ・市内の小中学生を対象としたポスターコンクールの実施などを通じて、幅広い層への啓発活動を行い、日常生活の中で自然に手助け・見守り・声かけなどができる福祉のこころを育む人づくりの推進を図ることができた。 【②今後の取組方針:おもしろい行動に関する啓発】 ・これからの社会を担う子どもたちへの「福祉の心」の醸成や市民の福祉意識の高揚を図るため、引き続きポスターコンクールの実施や市内小中学校へのポスターやカレンダーの配布等に取り組んでいく。	
170	共生のこころをはぐくむプロモーション事業	Ⅱ－5	共に支え合う地域社会づくりの推進	好循環P 戦略事業	市民の福祉意識の高揚や地域福祉活動等の普及啓発	・市民 ・事業者	・共生のこころをはぐくむプロモーション事業	計画どおり	966	R4		【①昨年度の評価(成果や課題):様々な手法を活用した周知啓発の実施】 ・市有施設等における「地域共生のこころをはぐくむプロモーション動画(宇都宮エンジン)」の放映や広報紙への特集掲載、地域コミュニティラジオ「ミヤラジ」への出演、ライトライン開業記念事業におけるブースの出展に加え、市民福祉の祭典における「認知症・発達障がいに関するVR体験会(体験型の周知啓発手法の導入)」の開催など、様々な機会を捉えて周知に取り組み、市民の福祉意識の向上や地域共生社会の理解促進が図られた。 ・地域共生社会の実現に向け、さらなる市民の意識向上や理解促進を図り、行動変容につなげていくためには、引き続き、より多くの市民の目に触れる機会を確保し、興味関心を持ってもらうことが重要であることから、周知啓発の継続・強化に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針:周知啓発の取組の継続・強化】 ・引き続き、広報紙への情報掲載やミヤラジへの出演などを行うほか、より多くの市民の目に触れるよう、地域共生社会のLP(ランディングページ)をSSC特設サイトに統合するとともに、市民をはじめ相談支援機関や地域団体などに対して、地域共生社会の実現に係るリーフレットなどを配布するほか、宮みらいライトヒル(宇都宮駅東口交流広場)のデジタルサイネージ等でプロモーション動画を放映するなど、周知啓発の強化に取り組んでいく。	拡大

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
171	地域づくり事業・参加支援事業	Ⅱ－5	共に支え合う地域社会づ くりの推進	SDGs 好循環P 戦略事業	地域における支え合 い活動の充実	市民	・第2層協議体及び生活 支援コーディネーターを 配置し、地域の課題の 掘り起こしや、その解決 策の検討等を実施 ・参加支援事業の実施	計画 どおり	12,590	H29		【①昨年度の評価(成果や課題):第2層協議体を2地区設置】 ・各地域における勉強会の開催や、地域団体等に対する個別の説明のほか、公共施設において各地区の取組状況に係るパネル展示を実施するなど、様々な機会を通じて第2層協議体を設置する目的や必要性等について、理解促進を図ることにより、2地区(合計36地区)において第2層協議体が設置された。 ・一方で、未設置地区が3地区あり、これまでの支援を踏まえ、その地域に合った支援を行っていく必要がある。(内1地区は令和6年4月1日設置) ・第2層協議体の設置済地区の一部では、地区の福祉課題の解決に向けて地域活動を具体化させ、取り組んでいる。 ・一方で、第2層協議体において、地域課題に取り組んでいない地区も見受けられる。 ・また、地域共生社会の実現に向け、地域における支え合い活動の重要性などについて、市民や地域団体、第2層協議体等を対象に説明を行ったことにより、一定の意識醸成を図ることができた。 ・今後、地域における支え合い活動に対するの理解向上や参加促進を図るためには、説明等の機会を継続的に確保するとともに、地区の意向や状況などを踏まえながら、適切な支援に取り組む必要がある。 ・参加支援事業を実施する必要がある。 【②今後の取組方針:第2層協議体の設置促進と支え合い活動の充実に向けた運営支援】 ・地区連合自治会圏域全39地区への設置に向け、引き続き、地域包括支援センターや地域行政機関等と連携しながら、未設置地区での勉強会の開催や先進事例の紹介など、その地域の実情に応じた支援を繰り返し行っていく。 ・設置済の各地区に対して、引き続き、保健や福祉などに関する行政情報の提供や好事例の紹介を行うほか、第2層協議体の取組が具体的な地域の活動に結び付いた事例の経過や手法を記載した手引書を作成し提供するなど、各地区の状況を踏まえながら、適切な支援を継続していく。 ・また、引き続き、地域共生社会の実現に向けた周知啓発の取組において、第2層協議体の場を活用した意識醸成などに取り組んでいくとともに、世代や属性を問わない福祉課題の解決に向けて取組を行う意向がある地区に対して、こうした取組の検討の場となる「地域支え合い協議体の設置」(第2層協議体の共生型化)への支援を実施していくとともに、参加支援事業を実施していく。	拡大